

令和元年9月

定例記者会見

と き 令和元年8月28日(水)
午前10時30分から
ところ 市役所202・203会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 9月定例会 upper程議案について
- 4 質 疑
- 5 その他

犬 山 市

経営部企画広報課

目 次

1	とびっくす	1
2	9月定例会 会期日程 (案)	4
3	提出議案の概要	5
4	条例案件	6
5	令和元年度9月補正予算について	6 3
	① 一般会計補正予算 (第5号) 分	6 3
	② 一般会計補正予算 (第5号) を除く補正予算分	6 8
6	令和元年11月末までの主な行催事	8 3

1 とびっくす

犬山市自由提案型広告事業 民間からの提案を募集

(総務課)

新たな財源創出に向け、市が保有する資産(公共施設、印刷物、Web ページ等)全てを対象に民間事業者から自由な提案を募集します。



例えば…



もったいない
このスペース！
ぜひわが社の広告を！

- 前例のない新しいアイデアに基づく提案で、実現可能であると認めた場合は、提案者と優先的に契約を締結します。
- 提案は、随時募集とします。(ただし9月10日までは周知期間とし、この期間に応募があった提案は同時に受け付けたものとみなします。)
- 提案の内容については広告媒体の所管部署と事前相談後、申請となります。
- 契約期間は3年間を基本とします。(上限5年間)
- 契約期間満了後も継続して広告を掲載する場合は公募により選定することとします。

事業開始までの流れ

① 提案内容の概要を市役所 (総務課) へ



② 総務課で受付、広告媒体所管部署へ案内



③ 所管部署と事前相談、広告事業の内容を精査



④ 広告掲載審査委員会で審査



⑤ 審査終了後、採用なら採用通知を発送・契約



広告事業開始

犬山城入場登閣料キャッシュレスへの取り組み (歴史まちづくり課)

犬山城の取り組みとして QR コードを使ったスマホ決済サービスを開始しました。

背景

- 犬山城への入場券購入には現金以外として、交通系 IC カード(manaカなど)や流通系 IC カード(nanaco、WAON など)が利用可能。
- ソフトバンク株式会社と「ICT の活用に向けた調査・研究のための連携協定」を締結している。
- スマホ決済サービスが全国的に広がりを見せている。

目的

- 犬山城の入場者へのサービス向上や業務の効率化を目的として、犬山城の入場登閣料の支払いに QR コードを使ったスマホ決済サービスを導入。

実績

- 犬山城のみの入場券購入に PayPay を導入。
- 令和元年 7 月 8 日 (月) から運用を開始。
- 7 月の実績として 108 件、104,610 円の利用あり。
大人 183 人、子供 36 人が入場。
7/15(月祝)には 20 件/日の月間最高利用があった。

※8 月は工事に伴い入場無料のため実績なし。

今後の予定 ○犬山市文化史料館への導入を予定。

参考

- 他の城では小田原城などが入場料の支払いに導入済み (島原城は 8 月導入、会津鶴ヶ城は 9 月導入予定、姫路城、郡上八幡城は売店のみ)。
- 窓口管理用にインターネット接続したデバイスを準備。



PayPay による入場券購入方法



育児休業を事由とする子ども未来園(保育園)の受入年齢を拡大

(子ども未来課)

2歳児で、保護者が産前産後休業取得後に育児休業を取得する場合、引き続き入園することを可能とします。

改正理由

- 現在は産前産後休業後一度退園し、次年度の4月より3歳児として入園可能としているが、引き続き保育することにより、環境を変えず生活リズムの安定を図ることができる。
- 多子世帯の子育て支援を行い、子どもを育てやすい環境を整える。

拡大の内容

【現行】令和2年3月まで

年齢区分	育児休業を事由とする保育園入園の状況
3歳以上児	産前産後（産後：出産日当日を含む57日目の属する月の月末まで）での保育園入園後、育児休業の取得をする場合は、引き続き入園することが可能。
0・1・2歳児	産前産後の期間が終了した場合は退園。



【改正後】令和2年4月から（令和元年10月：令和2年度入園説明会にて周知予定）

年齢区分	育児休業を事由とする保育園入園の状況
3歳以上児	産前産後（産後：出産日当日を含む57日目の属する月の月末まで）での保育園入園後、育児休業の取得をする場合は、引き続き入園することが可能。 ※現行どおり
2歳児	年度の初日に在籍し、育児休業の取得をする場合は、引き続き入園することが可能。
0・1歳児	産前産後の期間が終了した場合は退園。

今後の予定

園の再配置等で保育スペースと人員が確保できれば、受入れの拡大を行っていく。

参考（県内54市町の状況）

- 全年齢の受入れは9市町、2歳以上児の受入れは6市町
- 他は3歳以上児での受入れ

2 9月定例会 会期日程（案）

会期24日間（9月2日(月)～25日(水)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9. 2	月	午前10時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第2日	3	火		○精 読
第3日	4	水		○精 読
第4日	5	木		○精 読
第5日	6	金	午前10時	○一般質問
第6日	7	ⓧ		○休 会
第7日	8	ⓧ		○休 会
第8日	9	月	午前10時	○一般質問
第9日	10	火	午前10時	○一般質問
第10日	11	水	午前10時	○一般質問
第11日	12	木	午前10時	○議案質疑
第12日	13	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第13日	14	ⓧ		○休 会
第14日	15	ⓧ		○休 会
第15日	16	ⓧ		○休 会
第16日	17	火		○全員協議会
第17日	18	水		○部門委員会
第18日	19	木		○部門委員会
第19日	20	金		○部門委員会
第20日	21	ⓧ		○休 会
第21日	22	ⓧ		○休 会
第22日	23	ⓧ		○休 会
第23日	24	火		○休 会
第24日	25	水	午前10時	○再 開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

3 提出議案の概要

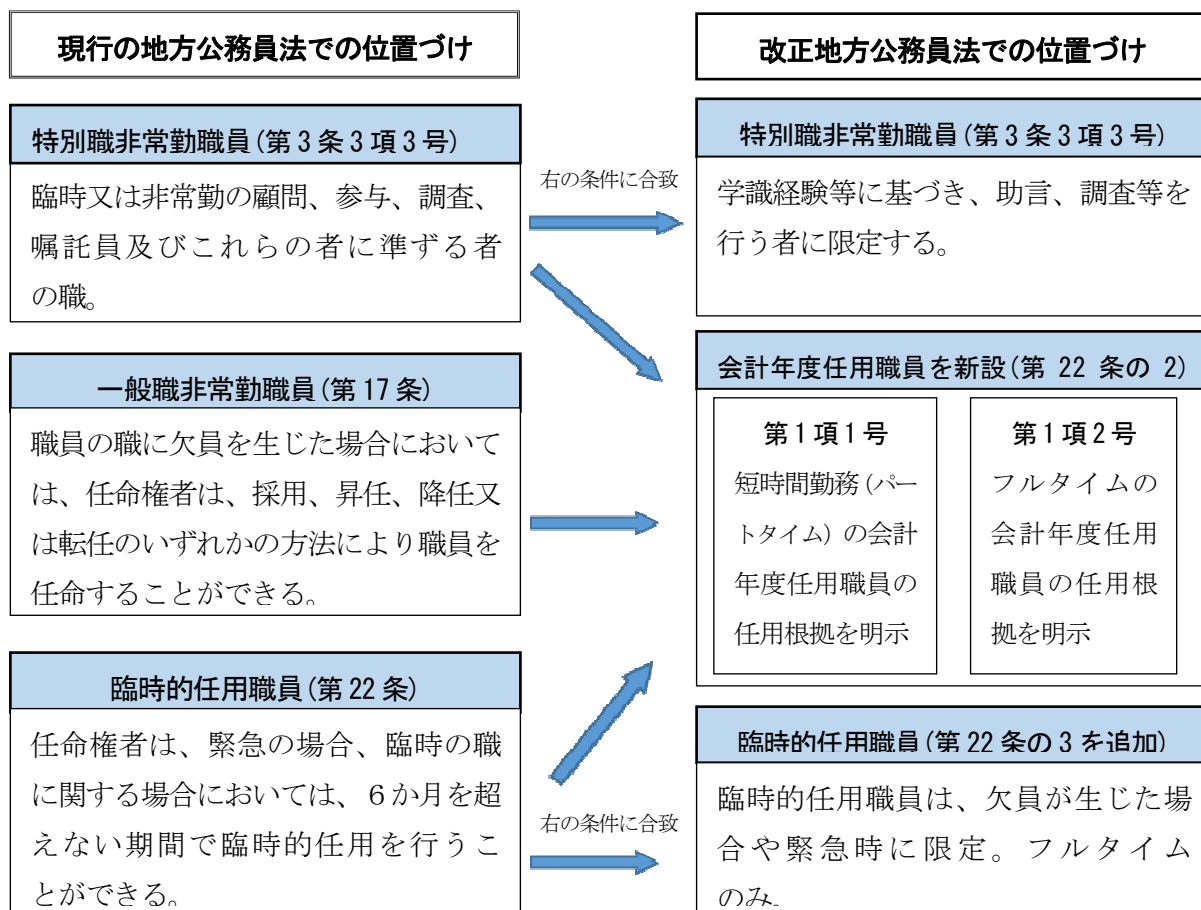
- 条例案件 51件（制定2、廃止1、一部改正48）
- 単行案件 1件
- 補正予算案件 9件（一般会計2、特別会計5、事業会計2）
- 決算案件 2件（一般会計・特別会計1、事業会計1）
- 報告案件 4件

計 67案件を上程予定

4 条例案件

会計年度任用職員制度について（第29号議案～第38号議案関係）

◎地方公務員法等の改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が新設され、現在の一般職非常勤職員及び再規定された特別職非常勤・臨時的任用職員の任用基準を満たさないすべての非常勤職員は会計年度任用職員へ移行する。



1. 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）について

(1) 趣旨

地方公務員の臨時・非常勤職員の総数が増加し地方行政の重要な担い手となっていることから、改正法において、自治体間で統一されていない特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用基準を厳格化するとともに、会計年度任用職員制度を新設し、改正前の一般職非常勤職員を同制度に移行することで、適正な任用と勤務条件の確保を図るもの。

あわせて、会計年度任用職員には期末手当の支給を可能とする。

(2) 法改正の背景（国が指摘する臨時・非常勤職員の現状の課題）

①特別職非常勤職員

通常の事務職員であっても、地方公務員法の適用がされない「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、一般職であれば課せられる守秘義務などの服務規律等が課せられない職員が存在している。

②臨時的任用職員

本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに一時的に任用（任期は6か月を超えない期間で、更新は1回限り）する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られる。

③一般職非常勤職員

法律上、任用等に関する制度が不明確である。また、労働者性が高い者であっても、期末手当が支給できず、同一労働同一賃金の観点から問題がある。

(3) 改正内容

①特別職非常勤職員の任用基準の厳格化

特別職の範囲を「学識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定する。

【地方公務員法第3条第3項第3号の改正】

消費生活相談員は会計年度任用職員へ移行。

②臨時的任用職員の任用基準の厳格化

任用を「常勤職員の欠員補充」、「災害時などの緊急時」の場合に限定する。

【地方公務員法第22条の3の追加】

③一般職非常勤職員の任用に関する制度の明確化

- ・「会計年度任用職員」に関する規定を新設し、上記①、②以外の非常勤職員は、会計年度任用職員に移行し、任用・勤務条件等を明確化する。

【地方公務員法第22条の2の追加】

- ・会計年度任用職員への期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。【地方自治法第203条の2の改正】

2. 「会計年度任用職員」について

(1) 職の種類

1週間当たりの勤務時間によって2種類に分けられる。

- ・フルタイム会計年度任用職員【地方公務員法第22条の2第1項第2号】
…1週間の勤務時間が、常勤職員と同じ。
- ・パートタイム会計年度任用職員【地方公務員法第22条の2第1項第1号】
…1週間の勤務時間が、常勤職員より短い。

(2) 募集・採用

年齢や性別にかかわらず均等な機会を与える。面接や書類選考等により客観的な能力実証を行う。

(3) 任期

1 会計年度の期間を範囲として任期を定める。

※会計年度ごとにその職の必要性が吟味された上で、同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者を、客観的な能力実証を経て再度任用することは可能。

(4) 条件付採用

原則 1 か月の条件付採用期間を設ける。【地方公務員法第 22 条の 2 第 7 項】

(5) 服務及び懲戒

地方公務員法上の服務規定が適用される。(ただし、パートタイム会計年度任用職員は、「営利企業への従事等の制限」の適用対象外。)

正規職員と同じく懲戒処分等の対象となる。

(6) 給付

従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ決定する。

- ・フルタイム会計年度任用職員…給料、通勤手当、期末手当、退職手当を含む手当
- ・パートタイム会計年度任用職員…報酬、費用弁償、期末手当

(7) 休暇

国の非常勤職員に認められている休暇を基本に整備する。

3. 犬山市の状況について

(1) 移行にあたっての市の方針

- ・給与（報酬）水準は現行を維持する（事務職・保育職は時給単価を引き上げる）。
- ・制度移行を理由に雇止めは行わない。
- ・現在の嘱託員、パート職員はパートタイム会計年度任用職員へ、臨時的任用職員はフルタイム会計年度任用職員へ原則移行する。

(2) 現状と令和 2 年度の移行状況

現状			→	令和 2 年度以降の以降の 犬山市の位置付け (一部職種を除く)	
地方公務員法上の 位置付け	犬山市での呼称	H31. 4. 1 現在人数			
特別職非常勤職員	嘱託員	33 名	→	パートタイム会計年度任用職員	
臨時的任用職員	臨時的任用職員	84 名	→	フルタイム	〃
一般職非常勤職員	パート職員	462 名	→	パートタイム	〃

(3) 会計年度任用職員に移行した場合の変更点

	現 状 (嘱託員、臨時的任用、パート)	令和2年度以降の変更点 (会計年度任用職員)
任期	1 会計年度の期間を範囲として任期を定める。	左記と同じ
再度の任用	あり。専門職以外は5年経過後に面接実施。	左記と同じ
条件付採用	なし	1 か月
服務及び懲戒	臨時的任用、パートは地方公務員法の規定を適用。 嘱託員は適用対象外。	地方公務員法の適用を受けるが、パートタイム会計年度任用職員は「営利企業への従事制限」の適用対象外。
時給（事務職、保育職）	事務職：時給 960 円 保育職：時給 1,070 円	事務職：時給 1,000 円 保育職：時給 1,100 円
昇給（経験加算）	臨時的任用、パートの社保加入者を対象に1回。	週 15.5 時間以上勤務の者を対象に2回。
期末手当	臨時的任用は支給（2.6 月分/年） 嘱託員、パートは支給なし。	任期6か月以上かつ週 15.5 時間以上勤務の者に支給。 令和2年度：1.69 月～2.6 月分 令和3年度以降：2.6 月分
退職手当	なし	フルタイム会計年度任用職員は、2 年目以降支給。
通勤費用	臨時的任用は正規に準ずる。 嘱託員、パート職員は通勤距離が2km 以上の場合、一律 200 円/日を支給。	正規職員に準じ、通勤距離・通勤日数に応じ支給。交通機関利用の場合は、実費弁償。
休暇	・年次有給休暇の繰越なし。 ・臨時的任用職員のみ忌引休暇あり。	・年次有給休暇の繰越あり。 ・国家公務員の非常勤職員に準じ忌引休暇、結婚休暇などを付与。
健康保険	「週 20 時間以上勤務、賃金 8.8 万円/月以上、1 年以上の任用期間」の場合、社会保険加入。	左記と同じ。ただし、フルタイム会計年度任用職員は、2 年目以降、愛知県市町村職員共済組合に加入。
市人事行政の運営等の状況の公表	公表対象外	公表対象

(4) 影響額

(千円)

	令和2年度	令和3年度以降
(会計年度任用職員制度導入に関する経費)		
期末手当	81,832	125,897
退職手当	—	2,000
共済組合負担金	—	10,000
昇給の見直し	21,100	21,100
小計	102,932	158,997
(賃金引上げに関する経費)		
事務職	11,670	11,670
保育職	7,360	7,360
小計	19,030	19,030
合計	121,962	178,027

(平成31年4月1日現在の非常勤職員数を基に試算)

※その他の改正内容

地方公務員法の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、関連箇所を削除する。

- * 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」 (令和元年6月14日公布)

【概要】 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するもの。この法律により、上記の地方公務員法の一部改正がなされた。(令和元年12月14日施行)

1 概要

- ①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。
- ②令和元年10月に引上げを予定している消費税を財源とする幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等の改正を行うもの。

2 無償化の内容

- (1) 3歳児以上の利用者負担額（保育料及び授業料）を無償化

これまでは、世帯の収入に応じて保育料を徴収していたが、今後は3歳児以上を無料とする。

幼稚園の授業料は、満3歳以上を無料とする。

- (2) 給食費の実費徴収

給食費（食材料費）は在宅で子育てする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担すべき経費として、無償化の対象からは除き、実費徴収する。

区分	給食費（主食費＋副食費）の額
1号認定 (保育の必要性なし 3歳児以上)	月額4,000円 (1食220円×月18.5日にて算出)
2号認定 (保育の必要性あり 3歳児以上)	月額5,400円 (1食270円(220円+おやつ代50円)×月20.3日にて算出)

※幼稚園については、現行どおり実費徴収。

※給食費の額は、要綱により規定予定。

- (3) 年収360万円未満の世帯及び第3子以降の給食費全額を無料

国基準では副食費のみを免除としているところを、主食費も併せて給食費全額を無料とする。

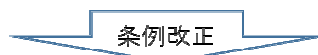
※幼稚園も同様とする。

3 保育料と給食費の新旧対照表

【現行】

年齢	認定区分 (保育の必要有)	保育料	給食費 (食材料費)	
			主食費	副食費
3～5歳児	1号認定 (なし)	有償 (※1)	実費徴収	
	2号認定 (あり)		実費徴収	保育料に含まれる
0～2歳児	3号認定 (あり)		保育料に含まれる	

※1 非課税世帯の保育料については無償



【改正後】

年齢	認定区分 (保育の必要有)	保育料	給食費 (食材料費)	
			主食費	副食費
3～5歳児	1号認定 (なし)	無償	実費徴収 3～5歳児の年収360万円未満相当世帯 の子ども及び第3子以降の子どもにかかる 給食費は無償(※3)	
	2号認定 (あり)			
0～2歳児	3号認定 (あり)	有償 (※2)	保育料に含まれる	

※2 非課税世帯の保育料については無償

※3 第3子以降とは、所帯に関わらず、1号認定は小学校3年生以下の子どもの中で第3子以降の子ども、2号認定は就学前子どもの中で第3子以降の子どものこと。

4 本年度予算影響額

内容		無償化に伴う影響額(千円)
歳入	犬山幼稚園授業料	△ 3,780
	子ども未来圏保育料	△ 84,914
	子ども未来圏延長保育料	△ 1,746
	子ども未来圏給食費	20,916
	国庫交付金等 (子ども・子育て支援臨時交付金)	144,815 (85,660)
歳入計		75,291
歳出	施設等利用給付費 (私立幼稚園利用者負担軽減助成費)	111,487
	補助金	△ 45,698
	無償化に伴う償還払い分	9,116
	その他	1,377
歳出計		76,282
計		991

※無償化による市負担分の増額分は、本年度に限り、「子ども・子育て臨時交付金」により財源措置される。なお、令和2年度以降の無償化に係る市負担分は、地方交付税による財政措置対応となる。

※上記の他、無償化実施にあたり事務費の国庫補助がある。

○その他の改正内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第40号議案関係、内閣府令7号による改正）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）の改正により連携施設の要件が緩和されており、認可基準で定める要件の緩和を踏まえ、今回の運営基準を改正するもの。

- (1) 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加
- (2) 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和
- (3) 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除
- (4) 連携施設を確保しないことができる経過措置の5年延長

【用語の説明】

連携施設	適正な保育と卒園後も継続的保育や教育が提供されるように、連携施設として保育所、幼稚園、認定こども園を確保しなければならない。 連携施設の役割→①保育の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿の確保
小規模保育事業A型	○小規模保育事業（A型、B型） →定員6～19人までの小規模な保育施設で保育を提供する ○事業所内保育事業 →従業員の子ども+地域の子どもに保育を提供する
保育所型事業所内保育事業所	3歳児以上を受け入れしている事業所内保育事業所（定員20人以上）

5 施行日

令和元年10月1日（家庭的保育事業等に係る連携施設の要件緩和については公布の日）

使用料の見直しについて（第44号議案～第60号議案関係）

経営部 総務課

市民部 地域安全課

健康福祉部 健康推進課

経済環境部 環境課

教育部 文化スポーツ課、歴史まちづくり課

1 概要

消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴う消費税率の改定及び公共施設使用料の見直しに関する基本方針の策定に伴い、公共施設の使用料及び行政財産の目的外使用料の改定を行うもの。

2 基本方針の策定に基づく公共施設使用料の改定

(1) 対象施設

20施設	公民館（塔野地、犬山西、善師野、南部）、市民文化会館、体育センター、武道館、弓道場、野外活動センター、市民健康館、さくら工房、里山学センター、環境保全ボランティアセンター、ふれあいセンター（楽田、今井）、フィットネスフロイド、山の田公園、小弓の庄、余遊亭、旧磯部家住宅復原施設
-------------	--

※次に掲げる施設は、見直しの対象外とする。

- ①新しい施設
- ②一定の区画を不特定多数の個人が利用する施設
- ③基本方針が使用料の算定において適さない施設

(2) 使用料の算定方法

算定の原則	=	原価	×	受益者負担率
①継続利用		建物と土地の価値	×	100%
②一時利用		施設の維持管理費	×	0%・50%・100%

※継続利用 …レストラン、事務所などの用途に継続して占有すること。

※一時利用 …研修、会議などの用途に一時的に利用すること。

(3) 見直しの要点

- ・施設の維持管理費は、H27～29年度の実績額の平均を採用しており、消費税が課されるものについては、消費税率を10%に換算して積算する
- ・使用料の急激な増減を抑制するため、激変緩和措置（0.8倍～1.2倍）を設ける
- ・現在無料の施設については、有料化を行わない
- ・減免の運用については、見直しを行わない

- ・今後3年ごとに基本方針に基づく見直しを行う

(4) 見直しの結果

見直し対象施設（目的外使用料を除く。） 20施設	
値上がり傾向の施設 3施設	値下がり傾向の施設 17施設
武道館 弓道場 小弓の庄	公民館（塔野地、犬山西、善師野、南部） 市民文化会館 体育センター 野外活動センター 市民健康館 さくら工房 里山学センター 環境保全ボランティアセンター ふれあいセンター（楽田、今井） フィットネスフロイデ 山の田公園 余遊亭 旧磯部家住宅復原施設

3 消費税法等の改正に伴う改定

上記見直しの対象とならない施設について、消費税率が改定されることに伴い、消費者への適正な転嫁を図る観点から次のとおり使用料の改定を行う。

(1) 対象施設

- ・新しい施設（羽黒中央公園多目的スポーツ広場、犬山市体育館）
- ・個人利用の施設（武道館及び弓道場の個人利用、市民健康館の温泉施設等）

(2) 使用料の算定方法

現行の使用料 ÷ (1 + 現在加味されている消費税率) × 1.1

(例) 現行 500 円で消費税 5% が加味されている場合

→ 500 円 ÷ 1.05 × 1.1 ≒ 520 円 (10 円未満切捨)

4 財政上の影響

上記見直しに係る使用料の収入見込み額

(平成30年度決算比) △約1,996千円

5 行政財産目的外使用料の改定（第44号議案関係）

消費税率の改定及び基本方針に基づく使用料の見直しを行うのに併せ、次のとおり条例における使用料の規定の方法を変更し、根拠を明確化する。

現行	一部の施設の使用料について額を規定し、その他の施設については「市長が定める」と規定
----	---

↓

改正後	すべての施設に適用できるよう、使用料の算定の方法（根拠）を使用区分ごとに明確に規定
-----	---

これまで条例に規定していた施設の使用料は、次のとおり改定される。

施設名称	単位	現行	見直し後
市役所会議室(201-204)	時間	510	610
市役所会議室(205)		820	980
出張所会議室		100	120
市役所レストラン(※)	月	71,990	86,380
南部公民館レストラン(※)		64,800	77,760
国際観光センターレストラン		298,830	239,060
市民健康館レストラン(※)		80,480	91,900

単位：円

※ 令和4年度において見直し後の金額（基本方針に基づく激変緩和措置により現行の1.2倍の額）となるよう、令和2年度及び令和3年度においては段階的に使用料の額を引き上げる措置を設ける。

6 施行日

令和2年4月1日

※同日以降の利用（前売りのものは購入）から適用

【塔野地公民館】

1時間1㎡あたり基礎使用料	2.71円
---------------	--------------

〔現行〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	午後夜間 4.5h	全日 12.5h
和室1	300	520	750	520	1,080
和室2	300	520	750	520	1,080
和室3	300	520	750	520	1,080
集会室	850	1,080	1,600	1,080	2,680
研修室	300	520	750	520	1,080
料理実習室	520	630	1,080	630	1,600

〔見直し後〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	午後夜間 4.5h	全日 12.5h
和室1	240	410	600	410	890
26.5㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-17.6%
和室2	240	410	600	410	890
26.5㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-17.6%
和室3	240	410	600	410	890
26.5㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-17.6%
集会室	970	1,290	1,920	1,290	3,210
120.4㎡	14.1%	19.4%	20.0%	19.4%	19.8%
研修室	240	410	600	410	860
24㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-20.4%
料理実習室	410	590	950	530	1,490
44㎡	-21.2%	-6.3%	-12.0%	-15.9%	-6.9%

※網掛け箇所：増額となる区分

＜算出方法＞

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【犬山西公民館】

1時間1㎡あたり基礎使用料	2.51円
---------------	-------

〔現行〕	午前	午後	午前午後	午後夜間	全日
	3h	5h	8h	4.5h	12.5h
集会室	850	1,080	1,600	1,080	2,680
会議室	420	630	950	630	1,590
和室1	300	520	750	520	1,080
和室2	300	520	750	520	1,080

〔見直し後〕	午前	午後	午前午後	午後夜間	全日
	3h	5h	8h	4.5h	12.5h
集会室	870	1,290	1,920	1,290	3,210
115.82㎡	2.4%	19.4%	20.0%	19.4%	19.8%
会議室	330	500	770	500	1,270
38.52㎡	-21.4%	-20.6%	-18.9%	-20.6%	-20.1%
和室1	240	410	600	410	860
23㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-20.4%
和室2	240	410	600	410	860
24.25㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-20.4%

※網掛け箇所:増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【善師野公民館】

1時間1㎡あたり基礎使用料	3.90円
---------------	--------------

〔現行〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	午後夜間 4.5h	全日 12.5h
集会室	850	1,080	1,600	1,080	2,680
研修室	300	520	750	520	1,080
料理実習室	520	630	1,080	630	1,600
和室1	300	520	750	520	1,080
和室2	300	520	750	520	1,080
和室3	300	520	750	520	1,080

〔見直し後〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	午後夜間 4.5h	全日 12.5h
集会室	860	1,290	1,920	1,290	3,210
73.8㎡	1.2%	19.4%	20.0%	19.4%	19.8%
研修室	240	410	600	410	860
17.4㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-20.4%
料理実習室	460	750	1,230	690	1,920
39.6㎡	-11.5%	19.0%	13.9%	9.5%	20.0%
和室1	240	410	630	410	980
20.25㎡	-20.0%	-21.2%	-16.0%	-21.2%	-9.3%
和室2	240	410	600	410	860
16.2㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-20.4%
和室3	240	410	600	410	890
18.3㎡	-20.0%	-21.2%	-20.0%	-21.2%	-17.6%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【南部公民館】

1時間1㎡あたり基礎使用料	3.57円
---------------	-------

〔現行〕	午前 3h	午後 3.5h	夜間 4h	午前・午後 7.5h	午後・夜間 8.5h	全日 12.5h
講堂	8,640	9,720	9,720	18,360	19,440	27,000
会議室1	1,280	1,500	1,500	2,680	2,790	3,760
会議室2	850	950	950	1,710	1,830	2,670
会議室3	850	950	950	1,710	1,830	2,670
会議室4	850	950	950	1,710	1,830	2,670
講義室	1,080	1,180	1,180	2,160	2,260	3,240
展示室1	1,280	1,500	1,500	2,680	2,790	3,760
展示室2	1,080	1,180	1,180	2,160	2,260	3,240
展示室3	1,080	1,180	1,180	2,160	2,260	3,240
和室1	850	950	950	1,710	1,830	2,670
和室2	850	950	950	1,710	1,830	2,670
料理実習室	1,600	1,600	1,600	2,910	3,010	4,090

〔見直し後〕	午前 3h	午後 3.5h	夜間 4h	午前・午後 7.5h	午後・夜間 8.5h	全日 12.5h
講堂	6,910	7,770	7,770	14,680	15,550	22,770
510.31㎡	-20.0%	-20.1%	-20.1%	-20.0%	-20.0%	-15.7%
会議室1	1,020	1,200	1,200	2,140	2,350	3,460
77.67㎡	-20.3%	-20.0%	-20.0%	-20.1%	-15.8%	-8.0%
会議室2	680	760	760	1,360	1,490	2,200
49.38㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.5%	-18.6%	-17.6%
会議室3	680	760	760	1,360	1,460	2,130
42.5㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.5%	-20.2%	-20.2%
会議室4	680	760	760	1,360	1,460	2,130
42.39㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.5%	-20.2%	-20.2%
講義室	860	940	940	1,720	1,850	2,730
61.2㎡	-20.4%	-20.3%	-20.3%	-20.4%	-18.1%	-15.7%
展示室1	1,220	1,420	1,620	3,050	3,340	4,510
113.98㎡	-4.7%	-5.3%	8.0%	13.8%	19.7%	19.9%
展示室2	860	940	960	1,800	2,050	3,010
67.58㎡	-20.4%	-20.3%	-18.6%	-16.7%	-9.3%	-7.1%
展示室3	860	950	1,090	2,040	2,320	3,410
76.53㎡	-20.4%	-19.5%	-7.6%	-5.6%	2.7%	5.2%
和室1	680	760	760	1,360	1,530	2,250
50.61㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.5%	-16.4%	-15.7%
和室2	680	760	760	1,360	1,530	2,250
50.62㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.5%	-16.4%	-15.7%
料理実習室	1,280	1,280	1,280	2,320	2,530	3,730
83.64㎡	-20.0%	-20.0%	-20.0%	-20.3%	-15.9%	-8.8%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに 基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨) で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【市民文化会館】

1時間1㎡あたり基礎使用料	1.78円
---------------	-------

〔現行〕	午前 3h	午後 3.5h	夜間 4h	午前午後 7.5h	午後夜間 8.5h	全日 12.5h
大ホール(平日)	16,200	21,600	32,400	37,800	54,000	64,800
大ホール(土日祝)	21,600	28,080	43,200	49,680	71,280	86,400
楽屋1	300	300	300	620	620	930
楽屋2	300	300	300	620	620	930
楽屋3	850	850	850	1,710	1,710	2,570
楽屋4	850	850	850	1,710	1,710	2,570
リハーサル室	850	1,280	1,600	2,130	2,900	3,240
浴室1	1,080	1,080	1,080	2,160	2,160	3,240
浴室2	1,080	1,080	1,080	2,160	2,160	3,240
練習室1	1,080	1,600	2,160	2,680	3,760	4,320
練習室2	850	1,280	1,600	2,130	2,900	3,240
練習室3	1,080	1,600	2,160	2,680	3,760	4,320

〔見直し後〕	午前 3h	午後 3.5h	夜間 4h	午前午後 7.5h	午後夜間 8.5h	全日 12.5h
大ホール(平日) 3396.71㎡	18,130 11.9%	21,160 -2.0%	25,920 -20.0%	45,340 19.9%	51,390 -4.8%	75,570 16.6%
大ホール(土日祝) 3396.71㎡	18,130 -16.1%	22,460 -20.0%	34,560 -20.0%	45,340 -8.7%	57,020 -20.0%	75,570 -12.5%
楽屋1 12.5㎡	240 -20.0%	240 -20.0%	240 -20.0%	490 -21.0%	490 -21.0%	740 -20.4%
楽屋2 11.3㎡	240 -20.0%	240 -20.0%	240 -20.0%	490 -21.0%	490 -21.0%	740 -20.4%
楽屋3 31.9㎡	680 -20.0%	680 -20.0%	680 -20.0%	1,360 -20.5%	1,360 -20.5%	2,050 -20.2%
楽屋4 31.9㎡	680 -20.0%	680 -20.0%	680 -20.0%	1,360 -20.5%	1,360 -20.5%	2,050 -20.2%
リハーサル室 55.2㎡	680 -20.0%	1,020 -20.3%	1,280 -20.0%	1,700 -20.2%	2,320 -20.0%	2,590 -20.1%
浴室1 2.7㎡	860 -20.4%	860 -20.4%	860 -20.4%	1,720 -20.4%	1,720 -20.4%	2,590 -20.1%
浴室2 3㎡	860 -20.4%	860 -20.4%	860 -20.4%	1,720 -20.4%	1,720 -20.4%	2,590 -20.1%
練習室1 60.5㎡	860 -20.4%	1,280 -20.0%	1,720 -20.4%	2,140 -20.1%	3,000 -20.2%	3,450 -20.1%
練習室2 44.4㎡	680 -20.0%	1,020 -20.3%	1,280 -20.0%	1,700 -20.2%	2,320 -20.0%	2,590 -20.1%
練習室3 53.7㎡	860 -20.4%	1,280 -20.0%	1,720 -20.4%	2,140 -20.1%	3,000 -20.2%	3,450 -20.1%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに 基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨) で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【体育センター】

1. 競技場

1時間1㎡あたり基礎使用料	0.48円
---------------	--------------

〔現行〕		9-17	17-21:30
		1h	1h
競技場	全面 照明なし	510	
	全面 照明あり	820	1,020
	半面 照明なし	250	
	半面 照明あり	410	510

〔見直し後〕		9-17	17-21:30
		1h	1h
競技場	全面 照明なし	400	
	606.48㎡	-21.6%	
	全面 照明あり	650	810
	606.48㎡	-20.7%	-20.6%
	半面 照明なし	200	
	303.24㎡	-20.0%	
	半面 照明あり	320	400
	303.24㎡	-22.0%	-21.6%

＜算出方法＞

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※「照明あり」の区分については、電灯使用料を上記の額に加算

電灯使用料：電気代等 **742,028円** ÷ 年間利用可能時間 **4,475h** ≒ **168円/h**

半面は、**168円 ÷ 2** ≒ **84円/h**

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

2. 卓球台

〔現行〕		9-17	17-21:30
		1h	1h
卓球台1台		100	200

※ $100 \div 1.05 \times 1.1 \div 104$
(10円未満切捨てにより**改定なし**)

＜算出方法＞

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出(5%時から改定していないため、今回5→10%)

【武道館】

1.団体利用

1時間1㎡あたり基礎使用料	0.83円
---------------	--------------

〔現行〕	午前	午後	午前午後	夜間	全日
	3h	5h	8h	4.5h	12.5h
柔道場(団体10名以上)	950	1,280	2,160	1,830	3,240
剣道場(団体10名以上)	950	1,280	2,160	1,830	3,240

〔見直し後〕	午前	午後	午前午後	夜間	全日
	3h	5h	8h	4.5h	12.5h
柔道場(団体10名以上)	850	1,420	2,280	1,780	3,880
344.32㎡	-10.5%	10.9%	5.6%	-2.7%	19.8%
剣道場(団体10名以上)	1,140	1,530	2,590	2,190	3,880
480.32㎡	20.0%	19.5%	19.9%	19.7%	19.8%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※夜間、全日については、電灯使用料を上記の額に加算

電灯使用料：電気代等 **1,009,324円** ÷ 年間利用可能時間 **4,475h** ÷ **2区画** ≒ **112円/h**

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

2.個人利用

〔現行〕

		1回	11回
柔道場	児童・生徒	50	500
	一般	100	1,000
剣道場	児童・生徒	50	500
	一般	100	1,000

〔見直し後〕

		1回	11回
柔道場	児童・生徒	50	500
		0.0%	0.0%
一般		110	1,100
		10.0%	10.0%
剣道場	児童・生徒	50	500
		0.0%	0.0%
一般		110	1,100
		10.0%	10.0%

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出(0%時から改定していないため、今回0→10%)

現行の使用料 × 1.1

※11回券は、上記金額の10倍の額とする。

【弓道場】

1. 団体利用

1時間1㎡あたり基礎使用料	1.69円
---------------	-------

〔現行〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	夜間 4.5h	全日 12.5h
弓道場(団体6名以上)	520	750	1,180	1,080	2,160

〔見直し後〕	午前 3h	午後 5h	午前午後 8h	夜間 4.5h	全日 12.5h
弓道場(団体6名以上)	620	900	1,410	1,220	2,590
144.75㎡	19.2%	20.0%	19.5%	13.0%	19.9%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※夜間、全日については、電灯使用料を上記の額に加算

電灯使用料：電気代等 **129,568円** ÷ 年間利用可能時間 **4,475h** ≒ **28円/h**

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

2. 個人利用

〔現行〕	1回	11回
児童・生徒	50	500
一般	100	1,000

〔見直し後〕	1回	11回
児童・生徒	50	500
	0.0%	0.0%
一般	110	1,100
	10.0%	10.0%

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出(0%時から改定していないため、今回0→10%)

現行の使用料 × 1.1

※11回券は、上記金額の10倍の額とする。

【野外活動センター】

1.管理棟

1時間1㎡あたり基礎使用料	0.26円
---------------	--------------

	〔現行〕 1h	〔見直し後〕 1h
研修室 156.8㎡	200	160 -20.0%
会議室 28.35㎡	120	100 -16.7%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに 基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨) で算出
※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

2.グラウンド・ゴルフ場

	〔現行〕 1人	〔見直し後〕 1人
半日	300	310 ※ 300 ÷ 1.05 × 1.1 ≒ 314 3.3%
全日	510	510 ※ 510 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 519 0.0%
年間	8,220	8,370 ※ 8,220 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 8,372 1.8%

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ (1 + 直近改定時の消費税率) × 1.1

3.その他の施設

	見直し後 10%	現行 8%	H9.4.1 5%	制定 3%	
キャンプ用具					
テント宿泊 1張	1,040	1,030	1,010	1,000	※ 1,030 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 1,049
テント日帰り 1張	510	510	500	500	※ 510 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 519
毛布 1枚	50	50	50	50	※ 50 ÷ 1.03 × 1.1 ≒ 53
炊飯用具 1式	320	300	300	300	※ 300 ÷ 1.03 × 1.1 ≒ 320
グラウンド・ゴルフ用具 1式	200	200	200	-	※ 200 ÷ 1.05 × 1.1 ≒ 209

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ (1 + 直近改定時の消費税率) × 1.1

【市民健康館】

1.交流ホール等

1時間1㎡あたり基礎使用料	2.77円
---------------	-------

〔現行〕	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	3h	5h	4.5h	8h	9.5h	12.5h
交流ホール(附属設備なし)	2,260	3,770	3,390	5,440	6,450	7,560
交流ホール(附属設備あり)	3,240	5,400	4,850	7,770	9,220	10,800
101健康増進室	1,290	2,160	1,940	3,100	3,690	4,320
104会議室	640	1,080	960	1,550	1,840	2,160
105創作活動室	1,290	2,160	1,940	3,100	3,690	4,320
108調理実習室	1,610	2,690	2,420	3,880	4,600	5,400
201研修室	1,610	2,690	2,420	3,880	4,600	5,400
202会議室	960	1,610	1,450	2,320	2,760	3,240
204会議室	1,290	2,160	1,940	3,100	3,690	4,320

〔見直し後〕	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
	3h	5h	4.5h	8h	9.5h	12.5h
交流ホール	2,590	4,320	3,880	6,210	7,370	8,640
211.14㎡	-20.1%	-20.0%	-20.0%	-20.1%	-20.1%	-20.0%
101健康増進室	1,030	1,720	1,550	2,480	2,950	3,450
81.48㎡	-20.2%	-20.4%	-20.1%	-20.0%	-20.1%	-20.1%
104会議室	510	860	760	1,240	1,470	1,720
25.12㎡	-20.3%	-20.4%	-20.8%	-20.0%	-20.1%	-20.4%
105創作活動室	1,030	1,720	1,550	2,480	2,950	3,450
47.49㎡	-20.2%	-20.4%	-20.1%	-20.0%	-20.1%	-20.1%
108調理実習室	1,280	2,150	1,930	3,100	3,680	4,320
81.28㎡	-20.5%	-20.1%	-20.2%	-20.1%	-20.0%	-20.0%
201研修室	1,280	2,150	1,930	3,100	3,680	4,320
94.43㎡	-20.5%	-20.1%	-20.2%	-20.1%	-20.0%	-20.0%
202会議室	760	1,280	1,160	1,850	2,200	2,590
42.17㎡	-20.8%	-20.5%	-20.0%	-20.3%	-20.3%	-20.1%
204会議室	1,030	1,720	1,550	2,480	2,950	3,450
78.36㎡	-20.2%	-20.4%	-20.1%	-20.0%	-20.1%	-20.1%

＜算出方法＞

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

※交流ホールは、附属設備を使わないケースがほとんどないため、使用の有無による区分を撤廃する。

2.温泉施設

		見直し後 10%	現行 8%	H9.4.1 5%	
一般(65歳未満)	1回券	520	500	500	※ $500 \div 1.05 \times 1.1 \approx 520$
	12回券	5,200	5,000	5,000	※ 520×10
65歳以上		310	300	300	※ $300 \div 1.05 \times 1.1 \approx 310$
障害者		310	300	300	※ $300 \div 1.05 \times 1.1 \approx 310$
小中学生		310	300	300	※ $300 \div 1.05 \times 1.1 \approx 310$

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出(5%時から改定していないため、今回5→10%)

現行の使用料 $\div 1.05 \times 1.1$

【さくら工房】

1時間1㎡あたり基礎使用料	4.14円
---------------	--------------

〔現行〕	午前 3h	午後 5h	夜間 4.5h	午前午後 8h	午後夜間 9.5h	全日 12.5h
陶芸工房	1,290	2,160	1,940	3,100	3,690	4,320
多目的工房	1,290	2,160	1,940	3,100	3,690	4,320
和室工房	1,050	1,770	1,590	2,560	3,040	3,550

〔見直し後〕	午前 3h	午後 5h	夜間 4.5h	午前午後 8h	午後夜間 9.5h	全日 12.5h
陶芸工房	1,030	1,720	1,550	2,480	2,950	3,450
51.25㎡	-20.2%	-20.4%	-20.1%	-20.0%	-20.1%	-20.1%
多目的工房	1,030	1,720	1,550	2,480	2,950	3,450
51.25㎡	-20.2%	-20.4%	-20.1%	-20.0%	-20.1%	-20.1%
和室工房	840	1,410	1,270	2,040	2,430	2,840
38.11㎡	-20.0%	-20.3%	-20.1%	-20.3%	-20.1%	-20.0%

＜算出方法＞

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【里山学センター・環境保全ボランティアセンター】

1時間1㎡あたり基礎使用料	3.54円
---------------	-------

〔現行〕

		1h
里山学センター	学習室	390
	展示ワークスペース	660
環境保全ボランティアセンター	木工作業室	110
	剥製作業室	80

〔見直し後〕

		1h
里山学センター	学習室	310
	78㎡	-20.5%
環境保全ボランティアセンター	展示ワークスペース	520
	133.8㎡	-21.2%
環境保全ボランティアセンター	木工作業室	100
	23.18㎡	-9.1%
	剥製作業室	100
	16.56㎡	25.0%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

環境保全ボランティアセンターの**炭焼施設**については、現在利用に供していないため削除

【楽田ふれあいセンター】

1時間1㎡あたり基礎使用料	3.51円	
	〔現行〕 3h	〔見直し後〕 3h
視聴覚コーナー 26.4㎡	1,080	860 -20.4%
情報工房 63.35㎡	1,080	860 -20.4%
情報サロン 26.4㎡	1,080	860 -20.4%
畳の間 38.88㎡	860	680 -20.9%
囲炉裏の間 46.36㎡	860	680 -20.9%
料理室 47.44㎡	1,080	860 -20.4%
工作コーナー 36.22㎡	1,080	860 -20.4%
陶芸・美術コーナー 26.4㎡	1,080	860 -20.4%
講義室 68.75㎡	860	720 -16.3%
会議室 26.4㎡	530	420 -20.8%
音楽スタジオ 18.99㎡	1,080	860 -20.4%
多目的ホール(集会) 178.48㎡	5,400	
多目的ホール(スポーツ) 178.48㎡	1,080	1,290 19.4%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに 基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨) で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

※多目的ホールは、用途による料金の区分を設けないこととする。

【今井ふれあいセンター】

1時間1㎡あたり基礎使用料	1.33円
---------------	-------

〔現行〕	各区分
	3h
談話室	200
多目的室1	300
多目的室2	300

〔見直し後〕	各区分
	3h
談話室	160
21.87㎡	-20.0%
多目的室1	240
53.13㎡	-20.0%
多目的室2	240
45.43㎡	-20.0%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【国際観光センター(フィットネスフロイデ)】

1.個人利用

〔現行〕

		一般	小中	幼児	シルバー
プール	1回	410	200	100	300
	11回	4,100	2,000	1,000	3,000
エアロビ	1回	830			620
	11回	8,300			6,200
ジム	1回	620			510
	11回	6,200			5,100
共通	一般	1回	1,030		830
		11回	10,300		8,300
	登録	1月	5,230		4,180

〔見直し後〕

		一般	小中	幼児	シルバー
プール	1回	410 0.0%	210 5.0%	100 0.0%	320 6.7%
	11回	4,100 0.0%	2,100 5.0%	1,000 0.0%	3,200 6.7%
エアロビ	1回	840 1.2%			630 1.6%
	11回	8,400 1.2%			6,300 1.6%
ジム	1回	630 1.6%			510 0.0%
	11回	6,300 1.6%			5,100 0.0%
共通	一般	1回	1,040 1.0%		840 1.2%
		11回	10,400 1.0%		8,400 1.2%
	登録	1月	5,320 1.7%		4,250 1.7%

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ 1.08 × 1.1 (300円以下のものは ÷ 1.03 × 1.1)

※11回券は、1回券の10倍の額とする。

2.専用利用

1時間1㎡あたり基礎使用料	13.64円
---------------	--------

	〔現行〕 1h	〔見直し後〕 1h
エアロビ	3,130	2,500 -20.1%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【山の田公園】

1.テニスコート

1時間1㎡あたり基礎使用料	0.05円
---------------	-------

	〔現行〕	〔見直し後〕
	2h	2h
テニスコート 1面 671.3㎡	410	320 -22.0%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

2.夜間照明

		〔現行〕	〔見直し後〕
野球場	最初の1時間まで1基	780	620 -20.5%
	超過30分ごとに1基	390	310 -20.5%
テニスコート	最初の1時間まで1基	410	320 -22.0%
	超過30分ごとに1基	200	160 -20.0%

<算出方法>

次の方法により算出する。

○野球場

①電気・軽油代 492,251円 ÷ 年間利用可能時間 3,664h ≒ 134円

②電気に係る修繕・工事費 1,062,330円 ÷ 年間利用可能時間 3,664h × 受益者負担率 50% ≒ 145円

計 ① 134円 + ② 145円 = 279円/h

○テニスコート

①電気・軽油代 730,739円 ÷ 年間利用可能時間 5,880h ≒ 124円

②電気に係る修繕・工事費 0円 ÷ 年間利用可能時間 5,880h × 受益者負担率 50% = 0円

計 ① 124円 + ② 0円 = 124円/h

※これらの額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【多目的スポーツ広場】

1.使用料

	見直し後 10%	現行 8%	
全面	4,400	4,320	※ 4,320 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 4,400
半面	2,200	2,160	※ 2,160 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 2,200

単位:2時間

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ 1.08 × 1.1

2.夜間照明施設

	見直し後 10%	現行 8%	
200ルクス 全面	3,300	3,240	※ 3,240 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 3,300
半面	1,650	1,620	※ 1,620 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 1,650
100ルクス 全面	1,650	1,620	※ 1,620 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 1,650
半面	820	810	※ 810 ÷ 1.08 × 1.1 ≒ 820

単位:1時間

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ 1.08 × 1.1

【犬山市体育館】

1.使用料(多目的スタジオ・トレーニングルーム以外)

		見直し後 10%	現行 8%	本体価格 (税抜き)
メインアリーナ	全面	3,930	3,860	3,580
	全面(観客席込)	6,730	6,600	6,120
	半面	1,960	1,930	1,790
	3分の1面	1,320	1,290	1,200
	4分の1面	990	970	900
	バドミントン1面	770	750	700
サブアリーナ	全面	1,510	1,490	1,380
	半面	770	750	700
多目的室	全面	2,440	2,390	2,220
	A面	1,190	1,170	1,090
	B面	710	700	650
	C面	550	540	500
	A・B面	1,910	1,870	1,740
	B・C面	1,260	1,240	1,150
親子ふれあいルーム		500	490	460

単位:2時間

<算出方法>

消費税率改定対応

施設オープン時に設定した本体価格に消費税10%相当額を加算

本体価格 × 1.1

2.使用料(多目的スタジオ・トレーニングルーム)

		一般		シルバー		
		見直し後 10%	現行 8%	見直し後 10%	現行 8%	
個人利用	多目的スタジオ	1回	840	830	630	620
		11回	8,400	8,300	6,300	6,200
	トレーニングルーム	1回	630	620	510	510
		11回	6,300	6,200	5,100	5,100
	共通(一般)	1回	940	930	750	740
		11回	9,400	9,300	7,500	7,400
共通(登録)	1月	4,800	4,720	3,830	3,770	
貸切利用	多目的スタジオ	全面	1,700	1,670		
		A面	730	720		
		B面	970	960		

単位:1時間

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ 1.08 × 1.1

3.空調設備使用料

		見直し後 10%	現行 8%
メインアリーナ		1,520	1,500
メインアリーナ(観客席込)		2,080	2,050
サブアリーナ		810	800
多目的スタジオ(貸切利用)	全面	180	180
	A面	100	80
	B面	100	100
多目的室	全面	500	500
	A面	250	250
	B面	150	150
	C面	100	100
	A・B面	400	400
	B・C面	250	250
親子ふれあいルーム		100	100

単位:30分

<算出方法>

消費税率改定対応

消費税相当額を、10%相当額に換算して算出

現行の使用料 ÷ 1.08 × 1.1

【旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設】

1時間1㎡あたり基礎使用料	7.30円
---------------	--------------

〔現行〕	午前	午後	午前午後	その他
	3h	5h	8h	1h
展示室	310	530	770	120
和室1	310	530	770	120
和室2	310	530	770	120
和室3	640	1,080	1,550	240

〔見直し後〕	午前	午後	午前午後	その他
	3h	5h	8h	1h
展示室	370	630	920	140
20.16㎡	19.4%	18.9%	19.5%	16.7%
和室1	370	630	920	120
17.59㎡	19.4%	18.9%	19.5%	0.0%
和室2	370	630	920	140
21.84㎡	19.4%	18.9%	19.5%	16.7%
和室3	760	1,290	1,860	280
43.75㎡	18.8%	19.4%	20.0%	16.7%

※網掛け箇所：増額となる区分

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【余坂木戸口まちづくり拠点施設】

1時間1㎡あたり基礎使用料	4.20円
---------------	--------------

〔現行〕	午前	午後	午前午後	その他
	3h	5h	8h	1h
和室1	310	530	770	120
和室2	310	530	770	120
多目的室	310	530	770	120
イベント広場	310	530	770	120

〔見直し後〕	午前	午後	午前午後	その他
	3h	5h	8h	1h
和室1	240	420	650	100
19.44㎡	-22.6%	-20.8%	-15.6%	-16.7%
和室2	240	420	650	100
19.44㎡	-22.6%	-20.8%	-15.6%	-16.7%
多目的室	370	630	920	140
51.84㎡	19.4%	18.9%	19.5%	16.7%
イベント広場	370	630	920	140
116.64㎡	19.4%	18.9%	19.5%	16.7%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

【旧磯部家住宅復原施設】

1時間1㎡あたり基礎使用料	1.02円
---------------	-------

〔現行〕	午前	午後	午前・午後	その他
	3h	5h	8h	1h
奥土蔵	310	530	770	120
展示蔵1	310	530	770	120
展示蔵2	310	530	770	120
和室	310	530	770	120

〔見直し後〕	午前	午後	午前・午後	その他
	3h	5h	8h	1h
奥土蔵	240	420	610	100
36.39㎡	-22.6%	-20.8%	-20.8%	-16.7%
展示蔵1	240	420	610	100
50.09㎡	-22.6%	-20.8%	-20.8%	-16.7%
展示蔵2	240	420	610	100
50.09㎡	-22.6%	-20.8%	-20.8%	-16.7%
和室	240	420	610	100
52.49㎡	-22.6%	-20.8%	-20.8%	-16.7%

<算出方法>

基本方針に基づく見直し

各区分ごとに **基礎使用料 × 区画面積 × 区分時間数(10円未満切捨)** で算出

※この額と現行の額を比較して、0.8倍から1.2倍の範囲内に収まるよう緩和措置

《制 定》

- 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について（第61号議案）

【趣旨】

閉鎖した養護老人ホームの施設を活用し「犬山市福祉活動センター」として、建物の再利用を行うもの。令和2年度に閉鎖となる福社会館を利用している老人クラブ等の団体の活動の場の受け皿の一つとなるもの。

【内容】

- ・利用できる部屋と使用料金

名 称	金 額
多目的室1 (120.50 m ²)	850円/3時間
多目的室2 (92.39 m ²)	650円/3時間
会議室1 (24.65 m ²)	300円/3時間
会議室2 (20.67 m ²)	
活動室1～3 (各15.15 m ²)	

※使用料金は公共施設使用料の見直しに関する基本方針に準じて算出。

- ・開館時間 午前9時から午後9時
- ・休館日 毎週木曜日、12月28日～翌年1月3日
- ・今後のスケジュール
 - ①補正予算議決後、請負業者を決定し、施設の修繕等を実施。
 - ②11月1日から施設の利用を開始。

【施行日】

令和元年11月1日

《廃止》

- 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について（第62号議案）

【趣旨】

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関して、所期の目的を達成したことに伴い、条例を廃止するもの。

【内容】

・本条例の対象

- ①昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員
- ②地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるもの

・現状

- ①について、対象者なし。
- ②について、対象債務なし。

※対象となる職員や債務が今後において発生することはないため、本条例を廃止する。（本条例を廃止しても、当時の免除が有効である旨を附則にて明示。）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市行政不服審査法施行条例及び犬山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（第63号議案）

【趣旨】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、犬山市行政不服審査法施行条例及び犬山市固定資産評価審査委員会条例について、引用条文の条ずれ等が生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日（同法の公布の日（令和元年5月31日）から起算して9ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日）

《一部改正》

○ 犬山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（第64号議案）

【趣旨】

女性活躍推進の観点から、住民票や個人番号カード等へ旧氏を記載するため、住民基本台帳法施行令等の一部改正や印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたことに伴い、印鑑登録できる印鑑に旧氏を追加するもの。

【内容】

①概要

登録印鑑、登録事項、印鑑登録証明書、印鑑の登録の抹消について、旧氏の記載を加えるもの。

②旧氏

その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除籍に記録されているもの。

③旧氏の登録等

登録できる印鑑は、住民票に記載された旧氏である。（旧氏を含め1人1つ）

○ 目的・効果

現代社会において旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧氏が使いやすくなるよう制度を整備する。

○ その他

（住民票や個人番号カード等に記載できる旧氏）

①旧氏を初めて記載する場合

任意の旧氏を記載可能

②旧氏を変更する場合

再婚等により氏を変更した場合、記載している旧氏を使い続けるか、直前に称していた旧氏に旧氏を変更するか選択可能

③旧氏を再記載する場合

旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

【施行日】

令和元年11月5日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第65号議案）

【趣旨】

犬山市文化史料館南館の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項について審議するため、犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会を附属機関として設置するもの。

【内容】

担当する事務：文化史料館南館の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項についての審議

委員の定数：7人以内

委員の任期：審議期間

○ 目的・効果

文化史料館南館ネーミングライツパートナーの選定に係る審議を行う機関として、市文化財保護審議会委員、からくり文化の振興に携わる者、市の観光の振興に携わる者、学識経験者等から意見を聴取し、募集と選定に反映させることにより、効果的なネーミングライツパートナー制度の導入と運用を図ることができる。文化史料館の施設維持のための経費は膨大であり、市独自の努力だけでは資金が十分とは言えない状況であるが、ネーミングライツパートナー制度を導入することにより、事業者がスポンサーとなって経費の一部を負担するため、市の負担が軽減される。

○ 今後の予定

- ・ 10月上旬：第1回選定委員会開催及び募集要項の決定
- ・ 10月下旬：公募開始（市ホームページ等で募集）
- ・ 11月下旬：公募終了・第2回選定委員会開催（パートナー選定）
- ・ 12月上旬：候補者と市との打合せ
- ・ 1月中旬：ネーミングライツ契約
- ・ 4月1日：文化史料館南館開館予定

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市立学校照明設備使用料条例の一部改正について（第66号議案）

【趣旨】

消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴う消費税率の改定及び公共施設使用料の見直しに関する基本方針を参考に、使用料の改定を行うもの。

【内容】

〔改正前〕

学校名	使用料	
	最初の1時間まで	30分超過までごとに
犬山市立犬山中学校	1,670円	830円
犬山市立東部中学校	1,640円	820円



〔改正後〕

学校名	使用料	
	最初の1時間まで	超過30分ごとに
犬山市立犬山中学校 犬山市立東部中学校	1,330円	660円

【算定方法】

原価（維持管理費）÷年間総利用可能時間数

※維持管理費 … 管理委託料、電気料金

※年間総利用可能時間数 … 4～9月：2.5H/日、10～3月：3H/日
358日間 約982時間

- 現状

平成30年度施設の利用時間数

利用時間：犬山中15.5時間、東部中17.4時間

（次ページへ続く）

○ 見直しの要点

- ・維持管理費は、H27～29年度の実績額の平均を採用し積算しており、消費税が課されるものについては、消費税率を10%に換算して積算。
- ・施設使用料は、現行どおり無料。
- ・今後3年ごとに基本方針を参考に見直しを行う。

○ 見直しの結果

収入見込み額（H30年度決算比） △約7万3千円

【施行日】

令和2年4月1日（同日以降の利用から適用）

《一部改正》

- 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第67号議案）

【趣旨】

犬山市文化史料館南館の新設に伴い、入館料の見直しと施設の充実を図るとともに、使用可能スペースを増やすことで市民や来館者へのサービスを向上させるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ・入館料の改定

	現行	改正後
一般	100円	300円
団体	80円	240円

- ・使用可能スペースの拡大

現 行：本館2階研修室

改正案：本館2階研修室、南館2階作業室、南館前スペース

- 目的・効果

- ・施設における展示・サービスおよび維持管理費に合った入館料に改定し、受益と負担の公平性を確保することで、行政コストの削減につなげる。
- ・地域のまちづくり活動拠点施設としての機能を拡大し、地域の活性化を促進する。

- その他（入館料を300円に改定する理由）

- ・施設の維持管理費の抑制と入館料の300円への改定によって南館整備に係る総事業費（設計委託料＋発掘調査費＋工事費＋設計監理費＋オープニング事業費）の内の市費負担分を約10年で回収するため。
- ・300円という価格は、同規模の自治体の博物館施設の平均的な料金である。
- ・整備費用の回収後も維持管理費における一般財源負担分の抑制を図るため。

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

- 内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第68号議案)

【趣旨】

利用者の利便性を高めるため、施設の延長利用及びその手続き等を新たに定めるもの。

【内容】

- ・利用区分の前後が利用可能な時は、利用時間内において、その利用時間をそれぞれ1時間延長することを可能とする。
- ・延長利用は、利用日当日のみとする。
- ・延長利用時の使用料は、使用料の1時間相当額とする。
- ・その他、字句の修正等、所要の改正を行う。

- 現状

平成30年3月の開設以降の稼働率

平成30年度 20.2% 令和元年度(4～6月) 28.0%

- 目的・効果

利用者からの要望でもあることから、施設の利便性が高まることで、稼働率の向上が期待できる。

延長利用により年間で最大15.3%の稼働率向上の可能性がある。

- その他

- ・3年間の維持管理実績がなく、公共施設使用料の見直しに関する基本方針による使用料算定式に非該当のため、今回は使用料の見直しは実施しない。
- ・使用料が少額であり税率変更の影響が少ないため、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正に伴う消費税率の改定に伴う使用料の改正は生じない。
- ・今後3年ごとに基本方針に基づく見直しを行う。

【施行日】

令和2年4月1日(同日以降の利用から適用)

《一部改正》

○ 犬山城入場登閣料等徴収条例の一部改正について（第69号議案）

【趣旨】

消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴う消費税率の改定に伴い、犬山城城郭内使用料の改定を行うもの。

【内容】

・城郭内使用料（写真、映画等の撮影）の見直し

	現行	改正後
4時間以内	10,800円 (10,000円×1.08)	11,000円 (10,000円×1.1)
1日	19,440円 (18,000円×1.08)	19,800円 (18,000円×1.1)
年	38,880円 (36,000円×1.08)	39,600円 (36,000円×1.1)

○ 現状

過去3年間の実績（婚礼写真等の写真撮影） (件)

	H28	H29	H30	備考
4時間以内	12	8	3	
1日	0	0	0	
年	2	2	2	市内業者

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山城隅櫓兼茶室の管理及び運営に関する条例の一部改正について（第70号議案）

【趣旨】

消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正に伴う消費税率の改定に伴い、犬山城隅櫓兼茶室の使用料等の改定を行うもの。

【内容】

- ・犬山城隅櫓兼茶室の使用料の見直し

	現行	改正後
1日	5,400円 (5,000円×1.08)	5,500円 (5,000円×1.1)
半日	2,700円 (2,500円×1.08)	2,750円 (2,500円×1.1)

- ・使用許可制限の見直し

- 現状

過去3年間の実績

	H28	H29	H30
団体数	1	1	1
利用数	9	9	9

- ・茶室について

来年度策定予定の「犬山城保存活用計画」において、犬山城隅櫓兼茶室の今後の在り方を検討していく。

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第71号議案）

【趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

放課後児童健全育成事業の職員である放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了していたものに加え、指定市の長が行う研修を修了したものも含めるよう改正を行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市在宅要介護者介護手当支給条例の一部改正について（第72号議案）

【趣旨】

在宅要介護者介護手当の支給額の変更と運用に沿った用語の修正をするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

在宅で寝たきり高齢者及び認知症高齢者を介護する介護者に支給する介護手当の支給額を増額し、介護者の精神的、肉体的、経済的な負担を軽減する。

（変更点）

- ・支給額の変更

〈現状〉

〈変更後〉

月額5,000円 → 月額8,000円

[増額の根拠]

受給者の多くは介護手当の使用用途に介護用品の購入を上げていることから、別事業として実施している「在宅高齢者介護用品給付事業(月額8,300円)」に合わせるため。

- ・その他、現状の運用に沿った用語等の修正を行う。

○ 対象者 176名（平成31年3月31日時点）

○ 補正額 4,915千円

増額分3,000円×6か月×176名＝3,168千円

新規申請者見込等差額分 1,747千円

○ 近隣市町の状況

- ・小牧市 5,000円/月
- ・江南市 2,000円/月
- ・岩倉市 5,000円/月
- ・東海市 7,250円/月（受給者：所得税非課税）
- ・大府市 6,500円/月
- ・知多市 6,000円/月

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

○ 犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（第73号議案）

【趣旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ① 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化
- ② 破産の場合についても死亡・重度障害と同様に免除
- ③ 支払猶予及び免除のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

○ 制度概要

災害援護資金とは、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するための貸付制度。

- ・ 災害要件 県内で災害救助法が適用された自治体がある災害
- ・ 支給額 1世帯あたり限度額350万円(被害程度で変動)

○ 現状

これまで災害援護資金の利用実績はなし。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第74号議案）

【趣旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ①地方自治法の改正に伴う条ずれ

地方自治法の改正に伴い、第5条中の地方自治法第243条の2第8項を第243条の2の2第8項とするもの。

- ②その他字句修正

【施行日】

- ①令和2年4月1日 ②公布の日

《一部改正》

- 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（第75号議案）

【趣旨】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①地方公務員法の改正等により非常勤職員の給与等の基準が見直され、「犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が制定されるため、企業職員にあっても同条例を準用する旨の規定を設ける。

②地方公務員法の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴い、関連箇所を削除する。

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年6月14日公布）

「概要」

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するもの。

同法の中で、地方公務員法が一部改正された。（令和元年12月14日施行）

③その他字句修正

【施行日】

①令和2年4月1日 ②令和元年12月14日

③公布の日

《一部改正》

○ 犬山市水道事業給水条例の一部改正について（第76号議案）

【趣旨】

水道法(昭和32年法律第177号)の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ・水道法の改正に伴い、従来は一度指定を受けると有効期間の定めがなかった指定給水装置工事事業者（指定水道工事店）制度が見直され、指定の有効期間を5年間とする更新制が導入されることになり、指定の更新に係る事務についての手数料を条例で定める。
- ・近隣市町との状況等を踏まえ更新手数料を「1件につき 7,000円」とする。
- ・水道法施行令の改正に伴う条ずれ。

○ 手数料設定額の積算

手数料＝職員人件費＋印刷製本費＋通信費

〔更新手数料〕 7,000円

〔新規指定手数料〕 10,000円 ※従来どおり

○ 近隣市町の更新手数料（予定）

名古屋市、一宮市、春日井市、小牧市、江南市、岩倉市、津島市、稲沢市、愛西市、北名古屋水道企業団、丹羽広域事務組合、海部南部水道企業団 7,000円

○ 指定水道工事店 更新見込件数 105件

指定を受けた日	更新時期	工事店件数
H10.4.1～H11.3.31	令和2年度	19件
H11.4.1～H15.3.31	令和3年度	16件
H15.4.1～H19.3.31	令和4年度	18件
H19.4.1～H25.3.31	令和5年度	27件
H25.4.1～R1.9.30	令和6年度	25件

※更新時期は法令及び政令による割振り

【施行日】

令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第77号議案）

【趣旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

地方自治法の改正に伴い、犬山市下水道事業の設置等に関する条例について、引用条文の条ずれ等が生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

令和2年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市下水道条例の一部改正について（第78号議案）

【趣旨】

- ・排水設備工事責任技術者の登録業務等が、愛知県下で統一され、愛知県下水道協会へ移行することに伴い、条例の一部を改正するもの。
- ・水道事業と整合を図るため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①排水設備工事責任技術者の登録業務等について、各協定市町の排水設備工事責任技術者の登録業務の負担軽減、事務の統一化等を目的として、令和2年4月1日より愛知県下水道協会へ移行するため、排水設備工事責任技術者の登録に係る手数料を削除する。

②水道法等の改正に伴い、指定給水装置工事事業者への更新制度が導入され、水道事業と整合を図るため、排水設備指定工事事業者への更新に係る手数料を見直し、条例上の明文化を図る。

水道事業の指定水道工事店の更新手数料及び近隣市町の更新手数料と整合を図る。

手数料＝職員人件費＋委託費用＋印刷製本費＋通信費

【現 状】 新規及び更新 10,000円

【見直し】 新規 10,000円 更新 7,000円

○その他

- ・近隣市町の更新手数料（予定）

名古屋市、春日井市、一宮市、小牧市 7,000円

江南市、愛西市 5,000円

北名古屋市、扶桑町 10,000円

- ・責任技術者及び指定工事店件数（R1.8.1現在）

責任技術者件数 111件 指定工事店件数 60件

【施行日】

- ①令和2年4月1日 ②令和元年10月1日

《一部改正》

- 犬山市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部改正について（第79号議案）

【趣旨】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ・成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事項について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するもの。
- ・これに伴い、条例中の「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項を削除するもの。

【施行日】

公布の日

《訴えの提起》

○ 訴えの提起について（第80号議案）

【趣旨】

本市が有する生活保護法第63条返還金債権を回収するため、「生活保護返還金請求訴訟事件」の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

（経緯）

平成27年1月 債務者が生活に困窮したため、生活保護を申請、受給開始。

平成27年4月 実母の死去に伴い、相続権発生。

平成29年8月 債務者は自宅を含む不動産4筆及び代償金217万4,765円を取得。

平成30年1月 債務者が相続した財産のうち、犬山市内の宅地1筆を売却し、1,000万円の収入があった旨の収入申告書を市に提出したため、返還金の発生について説明。

平成30年2月 返還期限を過ぎても返還がないため、債務者宅を訪問。債務者に返還を求めるが、返還を拒否。

平成30年5月 医療扶助費返還分の2件について、督促状を債務者宅に郵送。以降、福祉課職員が何度も訪問や電話等で債務者に対して返還を求めたが、債務者は同様の主張を繰り返すばかりで返還の意思を示すことはなかった。

以上の経緯に加え、債務者は無年金、無収入であることから、唯一の資産である自宅不動産を売却し、売却代金を隠匿若しくは費消してしまう恐れが高まったため、令和元年6月21日に不動産仮差押の申立てを名古屋地方裁判所一宮支部に行い、同年6月26日に仮差押決定がされた。

債務者は、その後もなお返還に応じないため、今回、債務者に対して返還金4,821,448円（相続権発生後の生活保護費）の請求訴訟を提起することとした。

（次ページへ続く）

○ 市の対応

生活保護制度は、憲法第25条に定められた健康的で文化的な最低限度の生活を保障するものであるが、その経費は国と市の財源で賄われていることから、生活保護制度の適正な運営と債権確保のために本訴訟を提起するものである。

10月初旬 訴訟提起

11～12月 判決 → 返還がない場合、不動産の競売申立

○ 関連補正予算

一般会計（民生費）

3款3項1目（委託料） 1,606,000円

・債権管理弁護士委託料 1,605,514円

5 令和元年度9月補正予算について

一般会計補正予算（第5号）楽田小学校プール耐震改修工事と子ども未来園2園の耐震改修工事については開会日での議決を予定

① 一般会計補正予算（第5号）分

○予算規模

総予算（企業会計を含む）

1億4,437万8千円を増額補正

補正後予算額 → 453億1,257万9千円

（補正前予算と比較して0.32%の増）

一般会計

1億4,437万8千円を増額補正

補正後予算額 → 262億1,001万円

（補正前予算と比較して0.55%の増）

令和元年9月定例会 会計別補正予算額一覧表

一般会計補正予算（第5号）分

（単位：千円）

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		25,652,109	26,065,632	144,378	26,210,010
特別 会計	国民健康保険 特別会計	7,110,910	7,110,910		7,110,910
	犬山城費 特別会計	263,101	263,101		263,101
	木曾川うかい 事業費特別会計	71,604	71,604		71,604
	介護保険 特別会計	5,560,194	5,560,194		5,560,194
	後期高齢者医療 特別会計	1,202,331	1,202,331		1,202,331
小計		14,208,140	14,208,140		14,208,140
企業 会計	水道事業会計	1,795,334	1,795,334		1,795,334
	下水道事業会計	3,099,095	3,099,095		3,099,095
小計		4,894,429	4,894,429		4,894,429
合計		44,754,678	45,168,201	144,378	45,312,579

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第5号）に計上した事業

教育部 学校教育課

《一般会計》

○ 楽田小学校プール耐震改修（楽田小学校整備）

補正予算要求額 7,669万4千円

【要求理由と事業内容】

要求理由

昭和42年竣工の楽田小学校のプールは、市内で一番古く、水漏れ等老朽化が進んでいる。

当初、楽田小学校の整備計画では、令和3年度に工事施工を予定していたが、平成31年4月に国の平成31年度一般会計当初予算で学校施設環境改善交付金の内定を受けたことから、令和3年度の当初予算より移行しており、現在実施設計業務を実施している。

事業内容（構造・規模）

25mプール（コンクリート製→ステンレス製（全塗装仕様））

高学年プール【最水深：1.1m】と低学年プール【最水深：0.75m】の一体型へ改修。

15m補助プール（コンクリート製）

廃止。跡地に管理室の設置。

あわせて珪藻土ろ過器の更新、配管等の耐震改修、日よけ対策（既設の更新と小プールあとに新設）、フェンスの更新（南・北・西側は目隠しタイプ、東側は格子タイプ）。

【課題・現状】

体育館改築工事と同時期に並行して工事施工するため、児童の安全確保。適切な工事期間の確保。

【目的・効果】

市内小中学校で1番古いプールでもあり、50年を経過しており、老朽化しているため、施設更新する。

あわせて耐震改修することで、災害時にもプール水が利用できるようにする。

【概略スケジュール】

令和元年6月21日～8月20日 実施設計

9月 工事請負費、監理委託料の補正予算計上

9月上旬～9月下旬 入札及び契約

10月～令和2年3月 プール耐震改修工事施工（工事期間：6月）

【要求額の積算内容】

工事請負費 楽田小学校プール耐震改修工事費 74,526,100 円

監理委託料 楽田小学校プール耐震改修工事監理業務委託 2,167,000 円

合 計 76,693,100 円

※歳入

学校施設環境改善交付金 15,123,000 円

(耐震改修工事概算費用の1/3)

《一般会計》

子ども未来園耐震改修（保育所営繕）

補正予算要求額 6,768万4千円

【要求理由と事業内容】

羽黒北子ども未来園及び城東第2子ども未来園

上記子ども未来園について、耐震診断を実施した結果、基準値を下回る数値であることが判明したため、基準を満たすよう、耐震改修工事を実施するものである。

【課題・現状】

耐震にかかる基準値を下回る結果となったため、耐震改修工事の今年度中の完了を目指し対応する。

【目的・効果】

子ども達が、子ども未来園で、安心・安全に園生活を送ることができることを目的とし早急に対応するものである。

【概略スケジュール】

9月議会可決後、入札及び契約

令和2年3月 耐震改修工事完了

【要求額の積算内容】

○監理委託料 1,714,000円

・城東第2子ども未来園 764,500円

（社会資本整備総合交付金 764,500円 \times 1/3 \div 254,000円）

・羽黒北子ども未来園 949,300円

（社会資本整備総合交付金 949,300円 \times 1/3 \div 316,000円）

○子ども未来園耐震改修工事請負費 65,970,000円

・城東第2子ども未来園 29,805,600円

（社会資本整備総合交付金

補助対象額 26,527,600円 \times 1/3 \div 8,842,000円）

・羽黒北子ども未来園 36,164,331円

（社会資本整備総合交付金 補助対象額 34,875,000円 \times 1/3

\div 11,625,000円）

○歳入（社会資本整備総合交付金）を当初予算で計上している羽黒北子ども未来園給水管取替工事へ充当

（社会資本整備総合交付金 補助対象額 3,306,969円 \times 1/3

\div 1,102,000円）

② 一般会計補正予算（第5号）を除く補正予算分

○予算規模

総予算（企業会計を含む）

11億5,462万円を増額補正

補正後予算額 → 464億6,719万9千円
（補正前予算と比較して2.5%の増）

一般会計

6億2,926万2千円を増額補正

補正後予算額 → 268億3,927万2千円
（補正前予算と比較して2.4%の増）

特別会計

5億2,617万2千円を増額補正

補正後予算額 → 147億3,431万2千円
（補正前予算と比較して3.7%の増）

企業会計

81万4千円を減額補正

補正後予算額 → 48億9,361万5千円
（補正前予算と比較して0.02%の減）

令和元年9月定例会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額	
一般会計	25,652,109	26,210,010	629,262	26,839,272	
特別会計	国民健康保険特別会計	7,110,910	7,110,910	134,682	7,245,592
	犬山城費特別会計	263,101	263,101	132,532	395,633
	木曾川うかい事業費特別会計	71,604	71,604	0	71,604
	介護保険特別会計	5,560,194	5,560,194	236,660	5,796,854
	後期高齢者医療特別会計	1,202,331	1,202,331	22,298	1,224,629
小計	14,208,140	14,208,140	526,172	14,734,312	
企業会計	水道事業会計	1,795,334	1,795,334	△ 814	1,794,520
	下水道事業会計	3,099,095	3,099,095	0	3,099,095
小計	4,894,429	4,894,429	△ 814	4,893,615	
合計	44,754,678	45,312,579	1,154,620	46,467,199	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 補正予算に計上した主な事業

市民部 地域安全課

《一般会計》

○ 協働プラザ備品整備事業（市民活動・協働推進）

補正予算要求額 602万3千円

【要求理由と事業内容】

令和2年度から運用を開始する協働プラザについては、主にNPOの活動支援を行う現行の市民活動支援センターに代わり、「活躍する多様な市民が社会を担う犬山市」を創造することを目的として、多様な人材による社会的活動の支援・促進及び多様な主体の協働を推進する新たな拠点施設として運用を行う。

昨年度から市の附属機関である市民活動促進委員会にてハード、ソフト共に議論を重ねており、持続可能なまちづくりのための多様な主体の共創空間については、対話しやすく新たな発想を生み出す空間デザインと、市民参加によるプロセスの重要性が指摘された。平成31年1月27日に協働プラザを設置することとなる市民交流センターフロイデのあり方に関するワークショップ「つながる拠点大会議」、令和元年6月27日に具体的な空間デザインについて検討を行う「フロイデ インテリアワークショップ」を開催したところである。

令和2年4月からの運用に向け、補正予算により什器備品等の費用を確保し、共創空間を実現することで、市民主体の多彩な社会活動を創造、促進していくことが期待できる。

【課題・現状】

人口減少が加速していくことは避けられず、地域課題が山積していく一方、市民参加、市民協働の高い質が求められる時代にあって、まちづくりにおいては多様な人材の交流、対話、共創が求められており、「つながる拠点大会議」では、市民交流センターの在り方として、多世代の交流の場を求める意見が多数を占めた。フロイデも含めて、既存の公共施設は目的別に設置されており、市内の公共空間において地域住民の交流を想定したフリースペースは楽田ふれあいセンターがあるが、多様な人材が出入りする全市的な拠点施設の設置が求められている。

(次ページに続く)

【目的・効果】

対話しやすく新たな発想を生み出すデザイン空間を、対象を限らずに提供することで、学生、高齢者、子育て世代、社会貢献活動を行う企業、行政などによる交流や協調した行動を生み出し、協働のまちづくりの推進を図る。

【概略スケジュール】

令和元年10月～ 事業者選定（入札）
第2回フロイデインテリアワークショップ
フロイデ改修工事
令和2年2月 物品納入

【その他必要事項】

「フロイデ インテリアワークショップ」にて議論された意見を元に、既存備品も活用しながらレイアウトデザインを行い、物品の選定を行っている。第2回ワークショップを開催し、物品のカラー選定など具体的に空間づくりを詰める場を設けることも検討する。

【要求額の積算内容】（主な物品（数量））

- ① 受付カウンター 1,171,000 円
（プロジェクター(1)、スクリーン(1)、キャビネット(13)、ワゴン(3)、テーブル(1)、チェア(9)）
 - ② 交流スペース 2,204,000 円
（テーブル(6)、チェア(24)、パーテーションホワイトボード(4)、ラック(1)、ユニット畳(7)、コインロッカー(1)）
 - ③ 貸しデスク 593,000 円（テーブル(2)、パネル(5)、チェア(4)、ライト(4)）
 - ④ ワーキングルーム 595,000 円（チェア(40)、裁断機等文具機材(6)）
- 購入額計 4,563,000 円
諸経費配送組立等 913,000 円
消費税（10%） 547,000 円
- ※協働プラザの備品整備にあたっては、フロイデの既存備品も活用予定
（1Fより大テーブル（1）、2Fよりテーブル（4）、3Fよりチェア（16））

（次ページに債務負担行為の説明あり）

※ 協働プラザ運營業務委託に係る債務負担行為について

債務負担限度額 2,979万6千円
(令和2年度～令和4年度)

【目的】

令和2年度からの協働プラザ開始にあたり、運営候補事業者をプロポーザルにより、事前に決定し、協議する必要があるため計上するもの。(契約期間は3年間の長期継続契約)

【選定スケジュール (予定)】

公募要領等を開示 (告示)	令和元年10月1日 (火)
質問及び回答、資格審査、提案書受付等 プレゼンテーション	10月1日 (火)～11月29日 (金) 12月23日 (月)
結果通知及び公表	令和2年1月上旬
契約協議、準備期間	1月～3月
契約	4月1日 (水)

【事業者選定の方針】

従来からの市民活動に加え、地縁組織、企業、個人も含めた多様な人材による地域活動や社会活動の支援・促進及び多様な主体の協働を推進し、中間支援組織として機能を果たすために、必要な優れた能力、資質を有する受託候補者を選定する。

(次ページに続く)

【委託業務】

主な内容 協働プラザの管理・運営、相談・助言
 ホームページや広報での情報発信、情報交換会やセミナーの開催
 地域課題の調査や人材・場所の発掘及びマッチング

市民活動支援センターでは、施設管理業務とセンター運營業務をそれぞれ委託しているが、協働プラザ開設に合わせ委託業務内容の見直しを行い、施設の管理と運營業務を一本化し、効率を図る。

また、施設管理や活動に関する相談・助言などに加え、様々な主体を結びつける中間支援のための業務として、平成29年から進めてきた活躍の場づくり事業の一部も、引き継ぐ。

	令和元年度		計		令和2年度	
	(委託先)	金額			(委託先)	金額
市民活動支援センター			13,385	協働プラザ運營業務	プロポーザルにて決定	9,932
運営事業	大山市民活動支援センターの会	3,937				
施設管理	大山市民活動支援センターの会	3,021				
活躍の場づくり事業			1,020	地域の課題解決支援事業	未定	未定
人材バンク構築・運営委託	大山市民活動支援センターの会	4,427				
人材活躍の場円卓会議開催委託	㈱まち薬房	2,000				
地域の課題解決支援事業	(一社)地域問題研究所	1,020				
計			14,405	計		—

《一般会計》

○ 介護施設等整備事業費補助金（介護老人福祉施設運営補助）

補正予算要求額 2,437万7千円

【要求理由と事業内容】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域医療介護総合確保基金が創設され各都道府県に設置されており、基金を活用した対象事業として介護施設等の整備に関する事業の支援ができる。

平成30年度において令和元年度中の市内介護施設整備計画及び所要額について協議を行い令和元年6月12日付けで県より令和元年度愛知県介護施設等整備事業費補助金の内示を受けた。この県から市へ交付される補助金の全部を財源として施設整備を実施する事業者に対し補助金の交付を行うもの。

【課題・現状】

事業者への補助金交付にあたり予算計上されていない状況にある。

【目的・効果】

特別養護老人ホームにおいて多床室のプライバシー保護のための改修整備により、質の高いサービスを提供するための基盤整備ができる。

〈補助対象事業者〉社会福祉法人 白寿苑

【概略スケジュール】

令和元年	9月	県へ補助金交付申請
	10月	事業者から市へ補助金交付申請 施設整備施行業者の選定
	11月	着工
令和2年	2月	工事完了、引き渡し
	3月	事業者から市へ実績報告 県へ実績報告及び補助金変更交付申請

【要求額の積算内容】

令和元年度愛知県介護施設等整備事業費補助金内示額 24,377,000円

歳入：愛知県介護施設等整備事業費補助金 24,377,000円

歳出：犬山市介護施設等整備事業費補助金 24,377,000円

【多床室ユニット化改修工事費】多床室（4人）×12室

補助単価×整備床数による補助上限＞総事業費のため補助率10/10

一般会計》

○ 非常用照明設備直流電源装置更新事業（市民文化会館営繕）

補正予算要求額 1, 593万1千円

【要求理由と事業内容】

非常用照明装置に電源を供給する直流電源装置内の機器故障に伴う更新(取替)工事を実施する。

発生原因は、施設内の自家発電装置が起動するまでの間、非常用照明の電源となるバッテリーの充電のため電力を一定量供給する、直流電源装置内の整流ユニット(制御回路)のトランス焼損と判明したが、

- ・製造から37年経過しており部品供給がなく、交換による修繕が不可能である。
- ・整流ユニット部分を既存のボックスに収めるためには、その加工費用が追加で必要となる。
- ・直流電源装置内に設置されるバッテリーも期待寿命（8年：平成14年に更新）を超過している。
- ・本故障でバッテリーに規定以上の電力供給がされ、通常より高い負荷により劣化が進んでいる可能性がある。

との理由から、故障の整流ユニット部分とバッテリー（9個）を同時に取り替える。

【課題・現状】

現在、直流電源装置内の整流ユニット(制御回路)のトランスが故障状態であっても、非常用照明装置が作動する。しかし、過度な負荷がかかっている状態が続いているため、バッテリーの著しい性能低下につながっており、立て続けに停電が発生すると、自家発電装置が起動するまでの数分間であってもバッテリーが機能しない可能性がある。

バッテリーが機能しないと、自家発電装置が起動するまでの数分間、電源供給されないため非常用照明が点灯せず、停電時において会館利用者の避難が安全及び円滑にできない（誘導灯は点灯）。

【目的・効果】

大規模な人数を収容可能とする本施設で、災害や緊急時に不可欠な非常用設備を良好な状態に維持することができる。

【概略スケジュール】

令和元年 10月	入札及び契約
令和2年 1月	設備納入及び据付工事
2月	工事完了

【要求額の積算内容】

工事請負費	14,482,000 円*1.1 = 15,930,200 円
《内訳》	
直流電源装置	7,847,000 円
バッテリー	2,730,000 円
工事費（撤去、諸経費含む）	3,905,000 円

《一般会計》

○ 東京 2020 オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会負担金(スポーツ振興)

補正予算要求額 110万3千円

【要求理由と事業内容】

6月1日に東京2020オリンピック聖火リレールート概要が公表され、本市でも城下町地区から犬山城にかけてリレーが開催されることが決定した。この決定により、東京2020オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、当会規約の改正と補正予算の計上を行い、愛知県及び県内でオリンピック聖火リレーを開催する15市が、本実行委員会の経費として負担金を支出することが決定した。

【課題・現状】

・現状

2019年度実行委員会事業予算（収入）は、全額、愛知県及び参加自治体の負担金により構成されている。

一方、実行委員会予算（支出）は、「聖火ランナー募集」事業費は、全額愛知県が負担し、それ以外の事業費を、県と全15市で1:1の割合で負担している。なお、セレブレーション開催市（名古屋市・豊田市）とその他の市の1市あたりの負担金額は、概ね2:1である。本年度事業は、主たる業務を株式会社JTBに委託し着手済みである。

・課題

来年度も、聖火リレー実施に伴う警備費用などの経費が計上されるため、負担金が必要。また、同時開催のセレモニー関連費用（警備、参加団体への協力金、盛り上げなど）をはじめ、自主警備員やスタッフ、事前告知や沿道の盛り上げなどに係る経費は、実行委員会予算対象外で負担金とは別の支出が必要となるため、これらの費用に関して、今年度内に補正予算計上を予定している。

【目的・効果】

実行委員会に参加し、4年に1度、日本では1964年以来の開催となる「オリンピック競技大会」の象徴である聖火リレーを開催することで、東京でのオリンピック開催やスポーツへの市民の関心の喚起や、世界に向けた犬山市の魅力発信となるほか、聖火リレー実施に関わる多くの人々や本市にとって、東京2020大会をレガシーとして未来へ継承する機会となる。

【概略スケジュール】

平成30年7月	実行委員会設立
令和元年6月1日	東京2020オリンピック聖火リレールート概要公表 (犬山市での開催決定)
28日	実行委員会総会開催(規約改正・補正予算計上) →本市の負担金額決定
～12月	ルート詳細公表
令和2年4月6日	聖火リレー開催

【要求額の積算内容】 ※〔 〕内金額は、実行委員会全体事業費

交通規制・整備の計画策定・準備	753,000円〔25,602,000円〕
セレブレーション等の計画策定・準備	204,000円〔7,120,000円〕
ランナー募集受付	—〔5,887,000円〕
聖火リレー広報	126,000円〔3,780,000円〕
実行委員会運営	20,000円〔600,000円〕
合計	1,103,000円〔42,989,000円〕

《一般会計》

○ 富岡荒井線道路整備事業（富岡荒井線道路整備）

補正予算要求額 1, 215万5千円

【要求理由と事業内容】

市道富岡荒井線整備計画の買収交渉を進めるにあたり、工場施設の一部（惣作43番1及び44番）が事業用地となっているが当該地にある大型機械や仮設部材等が物件補償の対象となったため移転、除去及び営業休止等に係る補償額を算定する必要が生じた。また、事業用地（惣作41番2）の共同住宅駐車場についても同様に附帯工作物があり併せて補償費の算定を行うもの。正当な補償を算定するために物件調査にて現地や書類などを確認し、物件に対する正当な金額を補償しなくてはならない。

令和2年度末を用地買収の完了目標としているため、長期期間を要する物件調査委託を早期に実施する必要が生じたため。

【課題・現状】

市道富岡荒井線を早期に推進するにあたり、道路設計、用地確定測量及び買収対象地の土地評価を進めている。令和2年度末には、用地買収を完了目標としているが、工場施設の補償算定に当たっては決算報告書等を基に詳細な調査をする必要があり、調査期間に時間を要する。

【目的・効果】

名鉄小牧線の東側には犬山市を南北に通る主要道路が整備されておらず、この市道富岡荒井線が早期に供用開始されることにより、交通の便が改善され、利便性が向上することが期待される。

【概略スケジュール】

令和元年 9月 補正予算計上 入札・業者決定

10月 調査開始

令和2年 3月 成果物納入

令和2年度 用地買収（惣作地内）

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

物件調査委託料

11,050,000 円 × 1.10 (消費税) = 12,155,000 円

○調査内容

- ・ 移転工法案の作成
- ・ 敷地の使用実態の調査
- ・ 附帯工作物調査
- ・ 機械設備の調査・算定
- ・ 営業調査
- ・ 動産調査
- ・ 消費税等調査 等

《一般会計》

○ 城東中学校南側多目的広場整備事業（都市美化センター地元補償）

補正予算要求額 334万3千円

【要求理由と事業内容】

平成30年11月に塔野地区と締結した総合グランド建設に代わる地域振興策に関する覚書に基づき、城東中学校南側に多目的広場整備を行うため、整備予定地の測量調査委託料等を計上するもの。

- ・整備予定地の面積 6,616 m²
（参考：城東小学校運動場 3,575 m²、城東中学校運動場 11,056 m²）
- ・整備予定地の土地所有者数 22名（20世帯）
- ・整備予定地隣接地の土地所有者数 7名（7世帯）

【課題・現状】

6月29日に整備予定地の土地所有者及び近隣住民を対象とした説明会を行い、測量・境界立会、土地売買の協議等の同意書の提出を依頼した。

同意書提出者数（8月8日現在）

- ・整備予定地の土地所有者 22名中21名
- ・整備予定地隣接地の土地所有者 7名中7名

【目的・効果】

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望を実現するため、事業を進捗することができる。

【概略スケジュール】

令和元年7月末まで	測量・境界立会、土地売買の協議等の同意書受領
9月	9月補正予算に測量調査委託料等を計上
10月～令和2年3月	測量・境界立会、境界確定

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

通信運搬費 11,000 円

城東中学校南側多目的広場整備予定地土地所有者等通知

84 円×30 通×4 回=10,080 円

試験調査委託料 3,332,000 円

城東中学校南側多目的広場整備予定地測量調査委託料 3,332,000 円

6 令和元年11月末までの主な行催事

名称等	第11回犬山城下町ビールまつり		
実施期間	8月30日 (金) ~ 9月1日 (日)	(金)17:00~20:00(土・日)11:00~18:00	
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	市民総合大学 スポーツ学部①		
実施期間	8月31日 (土) ~ 同日	時間	18:30 ~ 20:00
場所	エナジーサポートアリーナ		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第4回福祉推進事業部祭り		
実施期間	9月6日 (金) ~ 同日	時間	9:30 ~ 16:00
場所	南部公民館		
担当所属	長寿社会課		
主催	犬山市老人クラブ連合会		
名称等	八曾ふれあいの森 ポールトレッキング①		
実施期間	9月7日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30
場所	八曾ふれあいの森		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 祭り文化学科 都市祝祭~”ど祭り”に見る神のいない祭り~		
実施期間	9月7日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	城東フェスティバル (作品展)		
実施期間	9月7日 (土) ~ 同日	時間	13:00 ~ 16:00
場所	城東小学校体育館		
担当所属	地域安全課		
主催	城東小学校区コミュニティ推進協議会		
名称等	市民総合大学 文学部①		
実施期間	9月7日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	市民総合大学 環境学部③		
実施期間	9月7日 (土) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	城東フェスティバル (芸能祭・作品展)		
実施期間	9月8日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 14:00
場所	城東小学校体育館		
担当所属	地域安全課		
主催	城東小学校区コミュニティ推進協議会		
名称等	さくら育成ボランティア養成講座①		
実施期間	9月11日 (水) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:30
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	東之宮古墳見学ツアー		
実施期間	9月14日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 15:00
場所	東之宮古墳 等		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 祭り文化学科「プロカメラマンの写真で魅せる愛知の祭り」		
実施期間	9月14日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	秋の犬山キャンペーン		
実施期間	9月14日 (土) ~ 12月8日 (日)		
場所	犬山城下町及び栗栖、継鹿尾一带		
担当所属	観光交流課		
主催	犬山集中大規模宣伝		
名称等	75歳のつどい		
実施期間	9月15日 (日) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:20
場所	市民文化会館		
担当所属	長寿社会課		
主催	犬山市		

名称等	ダイヤモンド婚・金婚祝講演会		
実施期間	9月19日 (木) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:10
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	長寿社会課		
主催	犬山市		
名称等	第3回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	9月20日 (金) ~ 同日	時間	19:00 ~ 21:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市		
名称等	里山学センターボランティア養成講座⑥		
実施期間	9月21日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 15:00
場所	里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 一般教養学部③		
実施期間	9月21日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	ふれあい運動会 (小学校)		
実施期間	9月21日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00
場所	犬山北小、今井小、栗栖小、楽田小、池野小、東小		
担当所属	学校教育課・文化スポーツ課		
主催	各小学校・犬山市教育委員会		
名称等	羽黒コミュニティ 羽黒座寄席		
実施期間	9月22日 (日) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:00
場所	羽黒小学校体育館		
担当所属	地域安全課		
主催	羽黒地区コミュニティ推進協議会		
名称等	ぼんぼこまつり		
実施期間	9月26日 (木) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00
場所	南部公民館		
担当所属	子ども未来課		
主催	犬山市		

名称等	第1回トーク！トーク！トーク！		
実施期間	9月27日（金）～ 同日	時間	10:30 ～ 11:45
場所	東児童センターさんにいれ		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市・犬山男女共同参画市民会議		
名称等	市民総合大学 スポーツ学部②		
実施期間	9月28日（土）～ 同日	時間	18:30 ～ 20:00
場所	エナジーサポートアリーナ		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	中学校体育大会		
実施期間	9月28日（土）～ 同日	時間	9:00 ～ 16:00
場所	各中学校		
担当所属	各中学校		
主催	各中学校		
名称等	犬山市消防団操法大会		
実施期間	9月29日（日）～ 同日	時間	9:00 ～ 11:00
場所	するすみふれあい広場		
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		
名称等	第3回環境基本計画市民懇談会		
実施期間	9月29日（日）～ 同日	時間	10:00 ～ 12:00
場所	市役所205会議室		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	第44回犬山市民芸能祭		
実施期間	9月29日（日）～ 同日	時間	10:00 ～ 16:30
場所	市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会・犬山市文化協会		
名称等	八曾ふれあいの森 ポールトレッキング②		
実施期間	10月5日（土）～ 同日	時間	9:30 ～ 12:30
場所	八曾ふれあいの森		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	市民総合大学 明治カルチャー史学科「明治建築の保存と利活用について」		
実施期間	10月5日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00
場所	博物館明治村 三重県庁舎2階 彩の間		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 文学部②		
実施期間	10月5日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	ふれあい運動会 (小学校)		
実施期間	10月5日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00
場所	羽黒小、犬山西小		
担当所属	学校教育課・文化スポーツ課		
主催	各小学校・犬山市教育委員会		
名称等	図書館ブックリサイクル		
実施期間	10月5日 (土) ~ 10月6日 (日)	時間	10:00 ~ 16:00
場所	市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館ボランティア連絡会		
名称等	(仮) 子育てミーティング2019秋～その活動への思いを発信しよう～		
実施期間	10月6日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 12:00
場所	南部公民館		
担当所属	子ども未来課		
主催	犬山市		
名称等	わん丸君誕生日会		
実施期間	10月6日 (日) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00
場所	城前広場		
担当所属	観光交流課		
主催	犬山集中大規模宣伝		
名称等	さくら育成ボランティア養成講座②		
実施期間	10月9日 (水) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:30
場所	入鹿池西岸		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	里山学センターボランティア養成講座⑦			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 15:00	
場所	里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	いぬやま環境フェア2019			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 17:00	
場所	市民文化会館			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	犬山市心身障害者(児)運動会			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:00	
場所	木曾川犬山緑地			
担当所属	福祉課			
主催	犬山市			
名称等	名古屋経済大学オープンカレッジ①			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30	
場所	名古屋経済大学7号館(7E2)			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	子ども未来園運動会			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 11:30	
場所	各子ども未来園			
担当所属	子ども未来課			
主催	犬山市			
名称等	犬山幼稚園運動会			
実施期間	10月12日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 11:30	
場所	犬山幼稚園			
担当所属	学校教育課			
主催	犬山幼稚園			
名称等	第16回犬山市産業振興祭第30回犬山市農業祭			
実施期間	10月12日 (土) ~ 10月13日 (日) (土) 10:00~17:00 (日) 10:00~16:00			
場所	南部公民館、市民文化会館、するすみふれあい広場、名古屋経済大学犬山キャンパス			
担当所属	産業課			
主催	犬山市産業振興祭実行委員会			

名称等	自転車散歩inいぬやま		
実施期間	10月13日（日）～ 同日	時間	8:30 ～ 16:00
場所	内田防災公園ほか		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	ポタリングクラブ		
名称等	第35回犬山市身体障害者運動会		
実施期間	10月13日（日）～ 同日	時間	10:00 ～ 15:00
場所	市民健康館		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市		
名称等	名古屋経済大学オープンカレッジ②		
実施期間	10月13日（日）～ 同日	時間	10:00 ～ 11:30
場所	名古屋経済大学7号館（7E2）		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	瀬波史楽座		
実施期間	10月13日（日）～ 同日	時間	17:00 ～ 18:30
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	NPO法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク		
名称等	第2回トーク！トーク！トーク！		
実施期間	10月16日（水）～ 同日	時間	10:30 ～ 11:45
場所	東児童センターさんにいれ		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市・犬山男女共同参画市民会議		
名称等	男女共同参画川柳応募作品展示		
実施期間	10月16日（水）～ 10月31日（木）	時間	10:00 ～ 18:00
場所	市立図書館		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市・犬山男女共同参画市民会議		
名称等	特別展「付家老のお仕事-家康が尾張藩を託した成瀬と竹腰-」		
実施期間	10月17日（木）～ 11月19日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	城とまちミュージアム（文化史料館）		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	（公財）犬山城白帝文庫		

名称等	名古屋経済大学オープンカレッジ③			
実施期間	10月19日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30	
場所	名古屋経済大学7号館 (7E2)			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	一般表彰・自治功労表彰 表彰式			
実施期間	10月19日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00	
場所	南部公民館			
担当所属	企画広報課			
主催	犬山市			
名称等	ふれあい運動会 (小学校)			
実施期間	10月19日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00	
場所	犬山南小			
担当所属	学校教育課・文化スポーツ課			
主催	各小学校・犬山市教育委員会			
名称等	図書館DVD上映会			
実施期間	10月20日 (日) ~ 同日	時間	14:00 ~ 15:30	
場所	市立図書館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	第4回フューチャーセッション@犬山			
実施期間	10月20日 (日) ~ 同日	時間	19:00 ~ 21:30	
場所	犬山国際観光センターフロイデ			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山市			
名称等	若い人のための料理教室			
実施期間	10月24日 (木) ~ 同日	時間	9:45 ~ 13:30	
場所	市民健康館			
担当所属	健康推進課			
主催	犬山市・犬山市食の改善推進協議会			
名称等	市民総合大学 明治カルチャー史学科「保存修理工事からみる明治村」			
実施期間	10月26日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00	
場所	博物館明治村 三重県庁舎2階 彩の間			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			

名称等	市民総合大学 一般教養学部④		
実施期間	10月26日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00
場所	南部公民館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	図書館講演会 講師：小児科医師 田澤雄作氏		
実施期間	10月26日 (土) ~ 同日	時間	14:00 ~ 16:00
場所	市立図書館展示室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	ふれあい運動会 (小学校)		
実施期間	10月26日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 16:00
場所	城東小		
担当所属	学校教育課・文化スポーツ課		
主催	各小学校・犬山市教育委員会		
名称等	おさかなレスキュー外来魚駆除		
実施期間	10月26日 (土) ~ 同日	時間	9:00 ~ 12:00
場所	未定		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	からくり町巡り		
実施期間	10月26日 (土) ~ 10月27日 (日)	時間	10:30 ~ 15:00
場所	犬山城下町		
担当所属	観光交流課・歴史まちづくり課		
主催	犬山祭企画委員会		
名称等	犬山市総合防災訓練		
実施期間	10月27日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 12:00
場所	東小学校		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市		
名称等	第65回犬山市民展		
実施期間	10月29日 (火) ~ 11月4日 (月)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	南部公民館		
担当所属	学校教育課・文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会 (主管犬山市文化協会)		

名称等	屋内・屋外消火栓取扱競練会		
実施期間	10月30日（水）～ 同日	時間	8:30 ～ 12:00
場所	するすみふれあい広場		
担当所属	予防課		
主催	犬山市危険物安全協会・消防本部		
名称等	さくら育成ボランティア養成講座③		
実施期間	10月30日（水）～ 同日	時間	13:00 ～ 15:30
場所	富岡新町（郷瀬川）		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	八曾ふれあいの森ポールトレッキング③		
実施期間	11月2日（土）～ 同日	時間	9:30 ～ 12:30
場所	八曾ふれあいの森		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	市民総合大学 公開講座		
実施期間	11月2日（土）～ 同日	時間	13:30 ～ 15:00
場所	市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	図書館秋のおはなし大会「人形劇」		
実施期間	11月2日（土）～ 同日	時間	13:30 ～ 14:15
場所	市立図書館展示室		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	8020（はちまるにいまる）表彰式		
実施期間	11月3日（日）～ 同日	時間	9:15 ～ 10:15
場所	市民健康館		
担当所属	健康推進課		
主催	犬山市・犬山扶桑歯科医師会		
名称等	秋桜健康福祉まつり		
実施期間	11月3日（日）～ 同日	時間	9:30 ～ 13:30
場所	市民健康館		
担当所属	健康推進課		
主催	犬山市民健康館自主事業実行委員会・犬山市社会福祉協議会		

名称等	市老連スポーツ大会			
実施期間	11月8日 (金) ~ 同日	時間	12:00 ~ 16:00	
場所	エナジーサポートアリーナ			
担当所属	長寿社会課			
主催	犬山市老人クラブ連合会			
名称等	市民総合大学 明治カルチャー史学科「明治村から『明治時代』をみる」			
実施期間	11月9日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00	
場所	博物館明治村 三重県庁舎2階 彩の間			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			
名称等	歯と口の健康センター			
実施期間	11月10日 (日) ~ 同日	時間	9:00 ~ 12:00	
場所	市民健康館			
担当所属	健康推進課			
主催	犬山市・犬山扶桑歯科医師会			
名称等	あつまれいぬやまっこ！うきうき大行進			
実施期間	11月10日 (日) ~ 同日	時間	10:00 ~ 15:00	
場所	南部公民館			
担当所属	子ども未来課			
主催	犬山市			
名称等	町会長と行政との意見交換会			
実施期間	11月12日 (火) ~ 同日	時間	18:30 ~ 20:00	
場所	市役所205会議室			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山市			
名称等	第3回トーク！トーク！トーク！			
実施期間	11月14日 (木) ~ 同日	時間	10:30 ~ 11:45	
場所	東児童センターさんにいれ			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山市・犬山男女共同参画市民会議			
名称等	里山学センターボランティア養成講座⑦			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 15:00	
場所	里山学センター			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			

名称等	名古屋経済大学オープンカレッジ④			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30	
場所	名古屋経済大学7号館 (7E2)			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	図書館講演会 講師：元幼児教育科講師 藤田浩子氏			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00	
場所	市立図書館展示室			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	市民総合大学 文学部③			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	13:30 ~ 15:00	
場所	南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	町会長と行政との意見交換会			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	18:00 ~ 19:30	
場所	南部公民館			
担当所属	地域安全課			
主催	犬山市			
名称等	市民総合大学 スポーツ学部③			
実施期間	11月16日 (土) ~ 同日	時間	18:30 ~ 20:00	
場所	エナジーサポートアリーナ			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			
名称等	東京大学演習林 秋の自然観察会			
実施期間	11月17日 (日) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:00	
場所	東大演習林			
担当所属	環境課			
主催	犬山市			
名称等	図書館DVD上映会			
実施期間	11月17日 (日) ~ 同日	時間	14:00 ~ 14:40	
場所	市立図書館視聴覚室			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市教育委員会			

名称等	さくら育成ボランティア養成講座④		
実施期間	11月20日 (水) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:30
場所	富岡新町 (郷瀬川)		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	第5回フューチャーセッション@犬山		
実施期間	11月20日 (水) ~ 同日	時間	19:00 ~ 21:30
場所	犬山国際観光センターフロイデ		
担当所属	地域安全課		
主催	犬山市		
名称等	秋季企画展「吉田初三郎とタイムスリップ! ~大正・昭和の犬山紀行~」		
実施期間	11月21日 (木) ~ 1月6日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム (文化史料館)		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	名古屋経済大学オープンカレッジ⑤		
実施期間	11月23日 (土) ~ 同日	時間	10:00 ~ 11:30
場所	名古屋経済大学7号館 (7E2)		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	第10回犬山城下町ドイツワインまつり		
実施期間	11月29日 (金) ~ 12月1日 (日)	(金) 17:00~20:00 (土・日) 11:00~18:00	
場所	どんでん館前広場など、城下町4会場		
担当所属	産業課		
主催	犬山城下町まちづくり協会		
名称等	市民総合大学 明治カルチャー史学科見学会		
実施期間	11月30日 (土) ~ 同日	時間	10:30 ~ 12:00
場所	博物館明治村 三重県庁舎2階 彩の間		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	さくら育成ボランティア養成講座⑤		
実施期間	12月4日 (水) ~ 同日	時間	13:00 ~ 15:30
場所	北古券 (郷瀬川)		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	八曾ふれあいの森ポールトレッキング④		
実施期間	12月7日 (土) ~ 同日	時間	9:30 ~ 12:30
場所	八曾ふれあいの森		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		